

# LAWSON

## 第49回 定時株主総会招集ご通知

私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。



## 【目次】

	(頁)
第49回定時株主総会招集ご通知 .....	1
議決権行使のご案内・株主総会ライブ配信のご案内 .....	3
【株主総会参考書類】	
議案及び参考事項 .....	7
事業報告* .....	17
連結計算書類* .....	47
計算書類* .....	49
監査報告書* .....	51

\*印の項目は、サマリー版招集通知の印刷対象外です。第49回定時株主総会招集ご通知に記載のウェブサイトからご確認ください。  
また、その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）につきましては、監査報告書の後に記載しております。書面交付請求いただいた株主さまにも当該項目は印刷対象外です。第49回定時株主総会招集ご通知に記載のウェブサイトからご確認ください。

## 【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
  - ①事業報告
    - ・会社の新株予約権等に関する事項
    - ・会計監査人の状況
    - ・会社の体制及び方針（業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）
  - ②連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
  - ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- 決議の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。  
ウェブサイト <https://www.lawson.co.jp/company/ir/index.html>
- 株主総会資料等の電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。
- その他、株主さまへのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

### **【株主総会資料等の電子提供制度に伴う対応について】**

議決権を有する株主さまには、法令上送付が必要な簡易な招集通知（狭義の招集通知及び電子提供するウェブサイトのご案内）に加え、決議事項を記載した株主総会参考書類を添付したサマリー版招集通知を郵送いたしております。

(証券コード 2651)

2024年5月1日

(電子提供措置の開始日 2024年4月25日)

株主の皆さまへ

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役 社長 竹増 貞信

## 第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては株主総会の資料について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第49回定時株主総会招集ご通知」として株主総会資料等の電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.lawson.co.jp/company/ir/event/meeting/>



株主総会資料等の電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、本招集通知に添付し、また上記ウェブサイトに掲載いたしました株主総会参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2024年5月20日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年5月20日（月曜日）午後5時45分までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年5月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールC
3. 目的事項  
報告事項 第49期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びにその監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙への賛否のご記入は不要です。
  - ◎議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限られます。）。
  - ◎株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

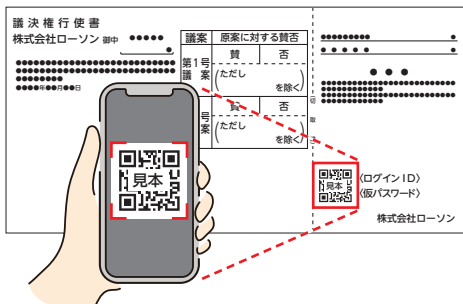


# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から、以下に記載の議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、午前2時30分から午前4時30分までの間は取り扱いを休止します。

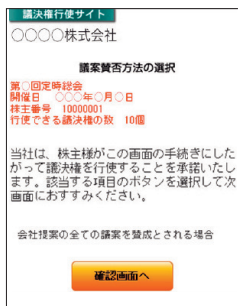
## QRコードを読み取る方法

### 1 議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



- ※ 「QRコード読取」により議決権行使時のログインID・仮パスワードのご入力が不要になりました。
- ※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 2 表示された画面上で、議案賛否方法を選択してください。



ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして、「次の画面へ」ボタン又は「株主総会に関するお手続き」ボタンからお進みください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

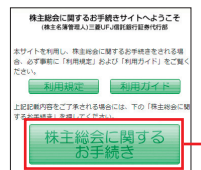


#### パソコンの場合



クリック

#### スマートフォンの場合



タップ

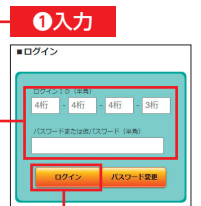
### 2 議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、ログインしてください。

#### パソコンの場合



クリック

#### スマートフォンの場合



タップ

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

受付時間  
午前9時～午後9時

## 株主総会ライブ配信のご案内

当日の株主総会の様子を、ご自宅等からでも視聴できますように、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、会場の撮影はご出席の株主さまのプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。また、ご出席の株主さまがご発言された際の音声は配信されます。あらかじめご了承ください。

配信日時

2024年5月21日（火曜日）午前10：00～

※配信ページは9：30頃開設予定

### ■ ご視聴方法

お持ちのパソコン等から下記のURL又はQRコードからアクセスのうえ、株主さま専用の認証画面が表示されましたら、下記の株主ID及びパスワードをご入力ください。

配信用URL	<a href="https://lawson.kabunushi-soukai.jp">https://lawson.kabunushi-soukai.jp</a>
株主ID	株主番号（議決権行使書用紙に記載の株主番号8桁半角数字／ハイフン不要）
パスワード	郵便番号（株主さまご登録住所の郵便番号7桁半角数字／ハイフン不要）



QRコードは株式会社ローソンの登録商標です。

### 株主IDとパスワードについて

議決権行使書  
株式会社ローソン 御中

議決権の数  
株主番号

議決権の数  
お 願 い

〒141-8643  
東京都品川区大崎1-11-2  
ローソン 本部

ログインQRコード  
ログインID  
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード

株式会社ローソン

#### ご注意

- 郵送により議決権を行使いただく場合は、投函される前に「株主番号」を必ずお手元にお控えください。
- 株主さまご登録住所は2024年2月29日時点のものとなります。

XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

中央の8桁が株主番号です。

パスワード  
(=郵便番号7桁／ハイフン不要)

株主ID  
(=株主番号8桁／ハイフン不要)



## ■ ご注意点

- (1) 本ライブ配信は、会社法上の議決権行使・動議・質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル総会ではなく、ハイブリッド参加型のバーチャル総会のため、議決権行使・動議・質問等はできません。議決権行使につきましては、インターネット又は同封の議決権行使書の郵送等による議決権行使を期限内に実施ください。
- (2) 本ライブ配信をご覧いただけるのは、株主さまご本人に限定させていただきます。
- (3) 本ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為及びSNS等での公開は固くお断りいたします。
- (4) 本ライブ配信へのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金、電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (5) 回線状況、配信設備、ご利用の機器、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる、又はご視聴いただけない場合があります。なお、映像や音声に不具合が生じた場合も、復旧を待たずに議事を行います。

ライブ配信（視聴不具合等）  
お問い合わせ先

Chorus Call Asia（コーラス コール アジア）株式会社 お問い合わせ窓口

TEL **050-5824-9201**

（2024年5月21日 午前9:30～株主総会終了まで。※通話料株主さまご負担）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社は、従前から、経営の透明性・公正性の確保に努めており、独立役員を取締役の3分の1以上選任することといたしております。当議案が承認可決された場合の株主総会後の当社の取締役は5名であり、そのうち社外取締役は2名であります。また、社外取締役2名はいずれも独立役員であります。従いまして、引き続き、独立役員を取締役の3分の1以上とする取締役の選任をお諮りするものであります。

取締役候補者は下表のとおりであります。略歴等は8ページから12ページをご参照ください。

なお、当社取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き等につきましては、16ページをご参照ください。

候補者番号	氏名	当社における地位等	取締役会出席率	
1	たけ ます さだ のぶ 竹 増 貞 信	代表取締役 社長	再任	100%
2	いと なが まさ ゆき 糸 長 雅 之	取締役 常務執行役員	再任	100%
3	いわ むら み き 岩 村 水 樹	取締役	再任 社外 独立	93.3%
4	すず き さと こ 鈴 木 智 子	取締役	再任 社外 独立	100%
5	こん どう しょう た 近 藤 祥 太	—	新任	—

- (注) 1. 岩村水樹氏の戸籍上の氏名は奥水樹であります。  
2. 当社における地位等につきましては、2024年4月18日現在のものを記載しております。

候補者  
番号

1



たけ ます さだ のぶ  
**竹 増 貞 信**  
(1969年8月12日生)

再任

■所有する当社の株式の数  
12,800株

■取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

■在籍年数  
10年 (本総会終結時)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 三菱商事株式会社 入社  
2010年6月 同社 総務部兼経営企画部長業務秘書  
2014年5月 当社 代表取締役副社長兼法人営業本部長兼ローソンマート担当  
2016年3月 当社 代表取締役副社長兼コーポレート統括兼成城石井・NL・LS100事業管掌兼海外事業管掌兼エンタテイメント・サービス事業管掌兼開発本部長  
2016年6月 当社 代表取締役社長COO  
2017年3月 当社 代表取締役社長兼マーケティング本部長  
2017年9月 当社 代表取締役社長兼CHO兼エンタテイメント事業本部長  
2019年2月 当社 代表取締役社長兼CHO兼マーケティング本部長  
2019年3月 当社 代表取締役社長兼CHO兼マーケティング戦略本部長  
2020年3月 当社 代表取締役社長兼CHO  
2021年3月 当社 代表取締役社長兼CSO (現任)

### 取締役候補者とした理由

竹増貞信氏は、当社の代表取締役社長兼CSOとして、国内コンビニエンスストア事業を中心とした当社グループ全般を牽引するとともに、企業価値の向上及び持続可能な企業経営の実現に貢献しており、引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に生かしたく、取締役候補者いたしました。

### 候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者  
番号

2



いと なが まさ ゆき  
**糸 長 雅 之**

(1967年2月7日生)

再任

■所有する当社の株式の数  
100株

■取締役会への出席状況  
14回/14回 (100%)

■在籍年数  
2年 (本総会最終時)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年4月 三菱商事株式会社 入社
- 1995年3月 同社 国際金融部貿易金融チーム
- 1997年8月 同社 関西支社経理部
- 2000年12月 在タイ国 Bridgestone Sales (Thailand) Ltd出向  
Financial & Administrative Director
- 2006年1月 三菱商事株式会社 生活産業グループ管理部  
食品チームリーダー
- 2012年4月 在英国 Princes Limited出向  
Group Corporate Control Director
- 2016年3月 三菱商事株式会社 金属グループ管理部 部長代行
- 2018年3月 三菱商事フィナンシャルサービス株式会社代表取締役  
社長執行役員
- 2022年4月 当社 管理本部付
- 2022年5月 当社 取締役上級執行役員CFO
- 2023年3月 当社 取締役常務執行役員CFO (現任)

#### 取締役候補者とした理由

糸長雅之氏は、当社の取締役常務執行役員CFOとして、当社の財務経理、事業リスクマネジメント、IR (投資家向け広報)、購買管理を担っており、引き続き同氏の経験等を当社経営及び監督に生かしたく、取締役候補者いたしました。

#### 候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者  
番号

3



いわむらみき  
岩村水樹

(1965年10月24日生)

再任

社外

独立

■所有する当社の株式の数  
1,100株

■取締役会への出席状況  
14回/15回 (93.3%)

■在籍年数  
6年(本総会終結時)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年4月 株式会社電通(現:株式会社電通グループ) 入社
- 1995年10月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 入社
- 2001年10月 日本大学法学部准教授(経営戦略・マーケティング戦略)
- 2003年7月 リシュモンジャパン株式会社 mimisoNYブランド CEO
- 2007年7月 グーグル株式会社(現:グーグル合同会社) 執行役員 CMO (Chief Marketing Officer)
- 2015年5月 同社 専務執行役員CMO兼マネージングディレクター アジア太平洋地域ブランド&マーケティング
- 2018年5月 当社 社外取締役(現任)
- 2019年5月 グーグル合同会社 バイスプレジデント アジア太平洋・日本地区 マーケティング(現任)
- 2021年4月 東京大学 非常勤理事(現任)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

岩村水樹氏は、グーグル合同会社のバイスプレジデント アジア太平洋・日本地区 マーケティングとして、同社の業務執行を通じて、デジタル・ビッグデータを活用した経営、マーケティング及びブランドの強化などに関する深い知見を有するとともに、働き方改革や女性活躍推進に関する積極的な提言と情報発信をされており、現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいていることから、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみで構成される指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

### 候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
岩村水樹氏の戸籍上の氏名は奥水樹であります。

候補者  
番号

4



すず き さと こ  
鈴木 智子

(1977年11月17日生)



■所有する当社の株式の数  
600株

■取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)

■在籍年数  
4年 (本総会最終時)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 日本ロレアル株式会社 入社  
2006年9月 株式会社ボストンコンサルティンググループ 入社  
2011年9月 京都大学大学院 経営管理研究部 講師  
2016年4月 京都大学大学院 経営管理研究部 准教授  
2017年4月 一橋大学大学院 経営管理研究科国際企業戦略専攻 准教授  
2020年5月 当社 社外取締役 (現任)  
2022年6月 スタンレー電気株式会社 社外取締役 (現任)  
2023年9月 一橋大学大学院 経営管理研究科国際企業戦略専攻 教授 (現任)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鈴木智子氏は、学識者として消費者行動、マーケティング、ブランド・マネジメント等に関する豊富な知見を有するとともに、「おもてなし経営」や「サービス産業のグローバル化」などに関連する、官民の委員会等の委員を歴任、多数の論文・学会発表や受賞歴があり、現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいていることから、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみで構成される指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

### 候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



こん どう しょう た  
近 藤 祥 太

(1967年9月27日生)

新任

■所有する当社の株式の数  
0株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 三菱商事株式会社 入社
- 1996年4月 Diamond Gas Holdings Sendirian Berhad 出向  
(クアラルンプール)
- 2000年8月 Malaysia LNG Tiga Sdn. Bhd. 出向(クアラルンプール)
- 2002年8月 三菱商事株式会社 天然ガス事業本部 オーストラリア事業ユニット
- 2006年9月 同社 エネルギー事業グループCEOオフィス
- 2009年4月 同社 経営企画部
- 2013年5月 同社 天然ガス事業本部 ロシア事業部長
- 2016年4月 同社 天然ガス事業本部 シェールガス事業部長
- 2017年4月 同社 エネルギー資源第二本部 カナダ石油天然ガス事業部長
- 2019年4月 北米三菱商社会社ヒューストン支店長  
(兼) 米国三菱商社会社ヒューストン支店長
- 2020年4月 三菱商事株式会社 天然ガスグループCEOオフィス室長
- 2021年4月 同社 執行役員 天然ガスグループCEOオフィス室長
- 2022年4月 同社 執行役員 経営企画部長
- 2024年4月 同社 常務執行役員 S.L.C.グループCEO (現任)

### 取締役候補者とした理由

近藤祥太氏は、当社の親会社である三菱商事株式会社における業務及び同社の海外子会社並びに出資先への出向等を通じて、エネルギー分野における事業のほか、経営戦略を含めた企業経営全般に関する深い知見を有しており、同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、取締役候補者いたしました。

### 候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、現行定款第24条に基づき、岩村水樹及び鈴木智子の両氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその責任の原因となった職務遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。また、当社は近藤祥太氏が取締役に選任され就任した場合には同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
2. 当社は、取締役及び監査役全員と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。また、当社は近藤祥太氏が取締役に選任され就任した場合には同氏との間で、同内容の補償契約を締結する予定であります。
3. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
4. 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況につきましては、2024年4月18日現在のものを記載しております。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役今川秀一及び吉田恵子の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、当社取締役会が監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き等につきましては、16ページをご参照ください。

候補者  
番号

1



いま がわ しゅう いち  
今 川 秀 一

(1958年9月4日生)

再任

- 所有する当社の株式の数  
5,694株
- 取締役会への出席状況  
15回/15回 (100%)
- 監査役会への出席状況  
17回/17回 (100%)
- 在籍年数  
4年 (本總會終結時)

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1984年12月 西日本ローソン株式会社 (現:株式会社ローソン) 入社
- 2002年1月 当社 商品・物流本部商品サポート部長
- 2007年9月 当社 理事執行役員近畿ローソン支社長
- 2009年3月 当社 執行役員マーケティンググループリーダー
- 2013年3月 当社 上級執行役員CVSグループCOO
- 2013年5月 当社 上級執行役員CVSカンパニー副社長
- 2015年3月 当社 上級執行役員営業戦略本部長
- 2017年3月 当社 常務執行役員CR管掌兼人事管掌
- 2020年5月 当社 常勤監査役 (現任)

### 監査役候補者とした理由

今川秀一氏は、当社の店舗運営部門、商品・物流部門、支社長(当  
事)等を歴任し、国内CVSカンパニーの副社長、営業戦略部門の責任者  
も務めた後に、CR管掌及び人事管掌として、当社グループのコンプラ  
イアンス・リスク管理及び人事戦略を担当いたしました。当社グループ  
のコンプライアンス・リスク管理に貢献するとともに、コンビニエンス  
ストア事業、フランチャイズビジネスに関する相当程度の知見を有して  
おり、現に取締役の職務執行等に対する適切な監査を行っていることか  
ら、引き続き監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるた  
め、監査役候補者としていたしました。

### 候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。





よし だ けい こ  
吉 田 恵 子

(1954年1月26日生)



■所有する当社の株式の数  
400株

■取締役会への出席状況  
15回／15回 (100%)

■監査役会への出席状況  
17回／17回 (100%)

■在籍年数  
4年 (本總會終結時)

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年11月 昭和監査法人 (現：EY新日本有限責任監査法人) 入所  
1982年4月 公認会計士登録  
1992年12月 税理士登録  
1993年5月 芝会計事務所設立 代表 (現任)  
2004年11月 パスロジ株式会社 社外取締役 (現任)  
2015年6月 株式会社コロズ 社外取締役 (監査等委員)  
2017年4月 帝京大学経済学部 教授  
2020年5月 当社 社外監査役 (現任)

### 社外監査役候補者とした理由

吉田恵子氏は、公認会計士の資格を有し、会計事務所の代表を務め、税務・会計・経営に関する相当程度の知見を有しており、現に取締役の職務執行等に対する適切な監査を行っていることから、引き続き監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役候補者いたしました。

なお、同氏は非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみで構成される指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

### 候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、現行定款第32条に基づき、今川秀一及び吉田恵子の両氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、監査役がその責任の原因となった職務遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。
2. 当社は、取締役及び監査役全員と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
3. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの監査役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
4. 略歴、地位及び重要な兼職の状況につきましては、2024年4月18日現在のものを記載しております。

【ご参考】第1・2号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	役職	新任・再任の別	性別	独立社外役員	指名・報酬諮問委員会	在任年数(年)	主な経歴及び専門性						
							企業経営	財務/会計	法務/コンプライアンス・リスク	マーケティング	IT・DX	グローバル経験	小売又はフランチャイズビジネス
竹増 貞信	代表取締役社長	再任	男性			10	●			●	●	●	●
糸長 雅之	取締役常務執行役員	再任	男性			2	●	●				●	
岩村 水樹	取締役	再任	女性	○	○	6	●			●	●	●	
鈴木 智子	取締役	再任	女性	○	○	4				●		●	●
近藤 祥太	取締役	新任	男性		○	-	●			●		●	
宮崎 純	常勤監査役	-	男性			3			●	●			●
今川 秀一	常勤監査役	再任	男性			4			●	●			●
五味 祐子	監査役	-	女性	○	○	5			●				
吉田 恵子	監査役	再任	女性	○	○	4		●					
宮田 裕子	監査役	-	女性	○	○	1	●		●	●		●	

(注) 役付取締役及び指名・報酬諮問委員会委員は本総会後の取締役会にて、常勤監査役は本総会後の監査役会にて決定予定となります。

以上

## 【ご参考】取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続等

当社では、取締役及び監査役候補者を選任する際の基準として、「役員選任基準」を設けております。また、取締役会全体として多様性を確保し、適切な意思決定と監督が行えるよう、異なる専門性・経験等を持つ者を取締役候補者として選任しております。さらに、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社独自の「独立性に関する判断基準」を設け、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員を複数名選任し、経営の透明性・公正性の確保に努めております。

また、取締役候補者、代表取締役候補者及び役職を取締役会に答申する諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」を任意で設置しております。同委員会のメンバーは6名全員が非業務執行取締役又は非常勤社外監査役で、うち5名が独立役員で構成しており、高い独立性のもと、取締役候補者、代表取締役候補者及び役職を取締役会に答申する体制としております。取締役及び代表取締役が、就任後、企業価値を著しく毀損する行為を行った場合や役員選任基準を満たさなくなった場合には、同委員会での諮問を経たうえで、解任等について検討します。

なお、監査役候補者につきましては、監査職務に必要な財務・会計・リスク管理・法律等の知見と専門性を有する者を、監査役会の同意を得て監査役候補者としています。

### 1. 役員選任基準

- (1) 「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」という当社グループ理念に深く共感できること
- (2) 当社グループの持続的成長及び企業価値の向上に資する能力を有していること
- (3) 職務遂行上、心身ともに健康に支障がないこと
- (4) 人望、品格、高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいること
- (5) 客観的な判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- (6) 企業経営、専門分野などにおける豊富な実績と識見を有していること
- (7) 職務遂行を行うための十分な時間を確保できること
- (8) 会社法に定める欠格事由に該当しないこと
- (9) 独立役員については、当社が定める「独立性に関する判断基準」に抵触しないこと

### 2. 独立性に関する判断基準

当社は、株式会社東京証券取引所が定める「独立性基準」とは別に、当社独自の「独立性に関する判断基準」を設けており、いずれの基準にも抵触しない社外取締役又は社外監査役を、独立役員として指定しております。

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者  
当社グループに対し商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高の2%以上の場合
- (2) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者  
当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結営業収益の2%以上の場合
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家であって、過去2年間において、当社グループから年間5百万円以上の報酬を得ている者
- (4) 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）
- (5) （近親者が）当社グループの業務執行者
- (6) （近親者が）当社グループの非業務執行取締役又は会計参与（独立役員が社外監査役の場合）
- (7) 再任時において、通算の在任期間が社外取締役においては8年、社外監査役においては12年を超える者。  
なお、上記のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有する者と取締役会が判断した場合には、当該人物を独立性のある社外役員候補者として選定することができる。その場合には、社外役員選任時にその理由を説明、開示する。

以上

# 事業報告

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

## 1. 企業集団の現況

### 1. 当期の事業の概況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されるなどアフターコロナへの移行が進む中で、グループ一丸となって中期経営ビジョン「ローソングループ Challenge 2025」の実現に向けて取り組みました。具体的には、2020年9月に立ち上げたローソングループ大変革実行委員会の各種施策を推進するとともに、グループ全体で持続的な成長に向けた中長期課題の解決、新たな収益機会の獲得及び働きがいの向上に取り組むとともに、多様な人材が活躍する職場環境や体制づくりのため、各種LGBTQ施策を導入し、「PRIDE指標2023<sup>1)</sup>」において「ゴールド」を受賞しました。また、「地域密着×顧客・個店主義」の実現に向けてカンパニー制を全国8エリアに拡大し、よりお客さまに近い現場で顧客価値の創造を徹底追求する体制を強化するために権限及び機能を本部から現場に移行し、各種施策を推進しました。

\*1 一般社団法人work with Prideが2016年に策定した、職場におけるLGBTQ+などのセクシュアル・マイノリティへの取り組みの評価指標です。

これらの結果、当期の連結業績は、営業収益1兆879億64百万円（前期比8.8%増）、税引前当期利益772億92百万円（同64.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益521億48百万円（同75.5%増）となりました。

また、2023年度内部統制システムの整備の基本方針に基づき、当社グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応にも注力してまいりました。今後ともより一層、内部統制の充実を図ってまいります。

セグメントの業績は次のとおりです。

#### (国内コンビニエンスストア事業)

当期におきましては、人流は総じて増加傾向となる中で、大変革実行委員会で進めてきた店舗改装及び冷凍食品や日用品などの日常使いの商品の拡充を基盤に、各エリアカンパニーで品揃えの「幅」と在庫の「量」にこだわった売場の強化を推進しました。2022年に本格導入を開始した「無印良品」の導入店舗数は2024年2月末日現在12,712店舗となり、物流の2024年問題やCO<sub>2</sub>排出量の削減への対応として、2023年12月からチルド・定温商品の配送回数を3回から2回へ順次変更しております。また、創立50周年を迎える2025年に向けて、「マチの“ほっと”ステーション」を実現するためのプロジェクト「ハッピー・ローソン・プロジェクト！（ハピロー！）」を引き続き展開し、すべてのお客さまから支持されるローソンを目指し、「圧倒的な美味しさ」「人への優しさ」「地球（マチ）への優しさ」の3つの約束を実現するための施策を推進しております。

ローソンならではのおいしくかつ健康を意識した商品の魅力を一層強化することに加えて、店舗における心のこもった接客を徹底するとともに、食品ロスやプラスチック使用量及びCO<sub>2</sub>

排出量の削減といった地球環境に配慮した取り組みを継続しております。

#### 【店舗運営の状況】

店舗運営につきましては、引き続き3つの徹底（①心のこもった接客、②マチのニーズに合った品揃えの徹底、③お店とマチをきれいにする）の強化に努めてまいりました。お客さまの生活と価値観の変化に対応した商品の品揃えを拡充し、売上向上に努めるとともに、店舗オペレーションの効率化や廃棄ロス・水道光熱費の抑制など、加盟店利益の向上に向けた取り組みを継続しております。

#### 【商品及びサービスの状況】

人流の増加に伴い、カウンターファストフード、ソフトドリンク及び米飯の売上が伸長したほか、店内調理サービス「まちかど厨房」、ベーカリーや化粧品などの売上が伸長しました。カウンターファストフードは「からあげクン」などの定番商品に加え、新商品である「Lから」などが売上が牽引し、米飯はリニューアルした「金しゃりおにぎり」シリーズなどのおにぎりの売上が好調に推移しました。店内調理サービス「まちかど厨房」は定番商品である丼タイプに加えてセパレートタイプの弁当の売上が好調に推移しました。また、日配食品では新商品である「じゅわバタ塩メロンパン」や定番商品の販売が好調だったベーカリーやアイスクリームが売上が牽引し、非食品では「無印良品」や人気コスメブランドと共同開発した新ブランドの化粧品の売上が伸長しました。

「Uber Eats（ウーバーイーツ）」を含む4社のフードデリバリーサービスの導入店舗数は2024年2月末日現在で47都道府県の4,884店舗となりました。なお、「Uber Eats」では、一般用医薬品の取り扱いを22都道府県の115店舗で実施しております。

#### 【国内コンビニエンスストア事業の商品別チェーン全店売上高】

商品別	売上高	構成比	前期比
加工食品	1,291,512 百万円	53.1 %	105.0 %
ファストフード	550,397	22.7	106.4
日配食品	372,842	15.3	105.9
非食品	216,083	8.9	107.7
合計	2,430,835	100.0	105.7

### [店舗開発の状況]

出店につきましては、収益性を重視した店舗開発を継続しております。

当期における「ローソン」「ナチュラルローソン」「ローソンストア100」の国内の出店数は280店舗、閉店数は268店舗となり、2024年2月末日現在の国内総店舗数は14,643店舗となりました<sup>2</sup>。

高齢化や健康意識の高まりなどに対応したコンビニエンスストアモデル構築への取り組みとして、調剤薬局、ドラッグストアチェーンとの提携により、一般用医薬品や調剤薬品を取り扱うとともに、通常のローソンよりも化粧品、日用品などの品揃えを増やしたヘルスケア強化型店舗を継続して展開しております。このヘルスケア強化型店舗も含めた一般用医薬品の取扱店舗数は、2024年2月末日現在で309店舗（うち、調剤薬局併設型店舗数は45店舗）となりました。また、介護拠点併設型店舗数は、2024年2月末日現在で19店舗となりました。さらに、病院内コンビニエンスストアとして、コンビニエンスストアの標準的な商品やサービスに加え、医療衛生・介護関連用品などの品揃えを強化した「ホスピタルローソン」の展開は、2024年2月末日現在で342店舗となりました。引き続き、これまで培った病院内コンビニエンスストアのノウハウを生かし、病院に関わるあらゆる人々の生活をサポートしてまいります。

美しく健康で快適なライフスタイルを身近でサポートするお店として、お客さまに支持されている「ナチュラルローソン」は、体に優しい素材を使った食品や環境に配慮した洗剤や化粧品などを厳選し、「ナチュラルローソン」にしかないこだわりと価値のある商品を取り揃えております。また、「ローソンストア100」は鮮度にこだわった安心・安全で良質な野菜や果物と日常生活に密着した商品を取り揃え、「献立応援コンビニ」として、毎日の食生活を応援しており、単身者・主婦を中心に、お子さまからご高齢の方まで幅広いお客さまにご利用いただいております。2024年2月末日現在で「ナチュラルローソン」の店舗数は130店舗、「ローソンストア100」の店舗数は648店舗となりました。

<sup>2</sup> 出店数、閉店数、国内総店舗数には、当社の運営する店舗のほか、株式会社ローソン高知、株式会社ローソン南九州、株式会社ローソン沖縄の運営する店舗を含めております。

### [国内店舗数の推移]

	2023年2月28日 現在の総店舗数	期中増減	2024年2月29日 現在の総店舗数
ロ　　ー　　ソ　　ン	13,839 <sup>店</sup>	26 <sup>店</sup>	13,865 <sup>店</sup>
ナ　チ　ユ　ラ　ル　ロ　ー　ソ　ン	131	△1	130
ロ　ー　ソ　ン　ス　ト　ア　100	661	△13	648
合　　計	14,631	12	14,643

これらの結果、国内コンビニエンスストア事業の営業収益は7,553億97百万円（前期比8.2%増）、セグメント利益は697億34百万円（同46.5%増）となりました。



#### (成城石井事業)

株式会社成城石井は経営理念「食にこだわり、豊かな社会を創造する。」のもと、こだわりのある独自性の高い食品をお客さまに提供しております。路面、駅ビル、商業施設などに、多様な店舗フォーマットを展開し、高い商品開発力を生かしたオリジナル商品、自家製商品などで「成城石井」ブランドをお客さまにお届けしております。2024年2月末日現在の株式会社成城石井の直営店舗数は181店舗となりました。コロナ禍で売上が伸び悩んでいたオフィス店舗の売上が回復し、商品では日配食品や自社のセントラルキッチンで製造している自家製惣菜の売上が堅調に推移したほか、路面店舗を中心に青果、精肉、鮮魚などの生鮮品の売上も伸長しました。また、2023年11月には1号店である成城店を新たな旗艦店として全面リニューアルしております。今後も、情報発信型製造小売業として、価値ある商品の持続的な開発や、魅力ある販促・広報活動を推進し、「成城石井」のブランド力の向上に努めてまいります。

これらの結果、成城石井事業の営業収益は1,125億44百万円（前期比2.2%増）、セグメント利益は122億47百万円（同4.3%減）となりました。

#### (エンタテインメント関連事業)

株式会社ローソンエンタテインメントにつきましては、チケット事業におきまして、コンサート、レジャーなどのジャンルが活況となりました。加えて各ジャンルで案件獲得及び販売強化に注力した結果、チケットの取扱高は前期を上回りました。音楽・映像ソフトの専門店「HMV」などの店舗における物販事業は、人流の増加による売上伸長に加えコンサートやイベントの開催増加に伴い関連商品が売上を牽引しました。EC事業におきましてはアーティストグッズなどに加えコスメなどの商材領域の拡大にも取り組んでおります。なお、「HMV」を中心に、書籍・CD・DVDなどを販売する複合店「HMV&BOOKS」やレコード専門店「HMV record shop」を含め、2024年2月末日現在の店舗数は49店舗となりました。

シネコン事業を行うユナイテッド・シネマ株式会社につきましては、春の大型連休や夏休みにつき集客力の高い話題作品が公開されたことや、高単価の体感型映画上映システムの作品が好調だったことなどから、動員客数及び売上が前期を上回りました。2024年2月末日現在、全国43劇場、398スクリーンを展開しております。なお、ユナイテッド・シネマ株式会社は、2024年3月1日付で、株式会社ローソン・ユナイテッドシネマに商号変更しております。

これらの結果、エンタテインメント関連事業の営業収益は808億84百万円（前期比12.1%増）、セグメント利益は65億93百万円（同35.7%増）となりました。

### (金融関連事業)

金融関連事業につきましては、株式会社ローソン銀行のATMネットワークやATMの基盤を活用した新しいサービスの拡充に努めてまいりました。2024年2月末日現在、全国のATM設置台数は13,591台、1日1台当たりのATM平均利用件数は55.9件、提携金融機関数は全国で401金融機関となりました。また、ATMでの現金チャージの提携先は15社、「スマホATM(QR入出金)<sup>\*3</sup>」の提携先は8社、「即時口座決済サービス<sup>\*4</sup>」の提携先は25社(金融機関19行、サービス事業者6社)、海外送金専用カードの提携先は12社となりました。現金の入出金に加え、キャッシュレス決済サービスへのチャージ取引などがATM利用件数の増加に寄与しております。また、新紙幣(2024年7月から流通予定)への対応やユニバーサルデザイン視点を踏まえたATMの新型機を2024年1月から順次導入しております。

株式会社ローソン銀行が発行するクレジットカード「ローソンPontaプラス」につきましては、ローソンやPonta提携店舗で利用できるメリットを訴求することにより、利用の促進に継続して取り組んでおります。

<sup>\*3</sup> スマートフォンのアプリを用いてATMでカードを使わずに入出金、カードローンの借入れ、返済ができるサービスです。「スマホATM」は株式会社セブン銀行の登録商標です。

<sup>\*4</sup> ATMネットワークを活用して金融機関口座からスマートフォンなどの決済アプリにチャージできるサービスです。

これらの結果、金融関連事業の営業収益は356億82百万円(前期比3.5%増)セグメント利益は29億60百万円(同23.1%減)となりました。

### (海外事業)

海外事業につきましては、中国、タイ、フィリピン、米国(ハワイ州)、インドネシアにおきまして、各地域の運営会社が「ローソン」店舗を展開しております。

中国につきましては、2023年8月に6,000店舗を突破し、2024年2月末日現在の店舗数が6,288店舗と前期末比で668店舗の純増となりました。当社子会社による出店に加え、各都市における地場小売企業とのメガフランチャイズ契約による出店や、パートナー企業が本部機能を持ち指定エリアにおける運営開発全般を担うエリアライセンス契約による出店などを進め、出店エリアと店舗数の拡大を加速させております。2022年末から2023年1月初旬にかけての新型コロナウイルス感染症拡大のピークが過ぎ、回復の度合いに地域差はあるものの人流の回復とともに日販が伸長しました。今後も当社の強みである米飯、デザートなど高品質なオリジナル商品を提供し、中国におけるローソンブランドの価値を高めるとともに、デリバリー事業を強化するなど、収益拡大に取り組んでまいります。

中国以外の地域につきましては、各国での新型コロナウイルス感染症に関する行動規制の撤廃及び緩和による人流回復などの影響により売上が伸長しました。店舗出店を加速させる体制も整いつつあり、タイ、フィリピン、米国(ハワイ州)、インドネシアの4か国合計で2024年1月には1,000店舗を突破し、2024年2月末日現在の店舗数が1,056店舗と前期末比で516店舗純増となりました。当地域では過去最大の出店を実現しており、今後もお客様の暮らしを支える最も身近な店舗として営業し、更なる収益拡大に取り組んでまいります。



### 【海外地域別ローソンブランド店舗分布状況】

出店地域		2023年2月28日 現在の総店舗数	期中増減	2024年2月29日 現在の総店舗数
中国	上海市とその周辺地域 (上海市、浙江省、江蘇省)	2,483 <sup>店</sup>	191 <sup>店</sup>	2,674 <sup>店</sup>
	重慶市とその周辺地域 (重慶市、四川省)	798	66	864
	遼寧省 (瀋陽市、大連市など)	586	138	724
	北京市とその周辺地域 (北京市、天津市、河北省)	432	78	510
	広東省と福建省 (深圳市、廈門市など)	174	147	321
	湖北省と河南省 (武漢市、信陽市など)	617	34	651
	安徽省 (合肥市など)	231	△3	228
	海南省 (海口市など)	139	34	173
	湖南省 (長沙市など)	160	△17	143
	小計	5,620	668	6,288
タイ	181	7	188	
フィリピン	101	43	144	
米国 (ハワイ州)	2	－	2	
インドネシア	256	466	722	
合計	6,160	1,184	7,344	

これらの結果、海外事業の営業収益は1,146億86百万円（前期比20.8%増）、セグメント利益は25億1百万円（前期はセグメント損失49億99百万円）となりました。

(サステナビリティに関する考え方及び取り組み)

当社グループは、グループ理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」のもと、ビジョンとして「マチの“ほっと”ステーション」を標榜し、当社グループの事業活動を通じて環境・社会課題の解決に取り組むESG基軸経営の実践により、持続可能な社会の実現を目指しております。2019年3月1日には、グループ全体の取り組みを推進する組織としてSDGs委員会を設置し、さらに、2021年3月1日には、CSO（チーフ・サステナビリティ・オフィサー：最高サステナビリティ責任者）に代表取締役社長が就任し、この取り組みを一層強化しております。

マチの幸せを実現するためには、ステークホルダー（利害関係者）との共生が不可欠と考え、当社グループのバリューチェーンを含めた事業活動において、環境・社会・経済に対する影響が大きい課題から特に優先すべきものを「6つの重点課題」として整理しております。

<6つの重点課題>

1. 安全・安心と社会・環境に配慮した圧倒的な高付加価値商品・サービスの提供
2. 商品や店舗を通じてすべての人の健康増進を支援
3. 働きやすく、働きがいのある環境の提供
4. 子どもの成長と女性・高齢者の活躍への支援
5. 社会インフラの提供による地域社会との共生
6. 脱炭素社会への持続可能な環境保全活動

ESG基軸経営を実践する中で、環境ビジョン「Lawson Blue Challenge 2050! ~ “青い地球”を維持するために! ~」を策定し、①CO<sub>2</sub>排出量削減、②食品ロス削減、③プラスチック使用量削減（容器包装、レジ袋）の3つに関して重点的に取り組みを進めております。またこの高い目標を達成するためには、様々な個性を持った多様な人財の活躍が必要不可欠です。多様な人財が活躍できる場を提供するため、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進並びに労働環境の整備、教育制度の充実など、当社グループの人的資本を高める活動について、定量的な効果を測りながら取り組みを進めております。

DE&I推進におきましては、女性の活躍推進を重要な取り組みの1つと考えており、2030年度に女性管理職を30%にすることを目標とし、女性幹部候補育成・登用に積極的に取り組んでおります。

・人権尊重

2021年6月、「ローソングループ企業行動憲章」に基づいた人権に関する最上位の基本方針として、「ローソングループ人権方針」を制定しました。また、2022年5月には、国際社会において持続的な成長を実現するための世界的な取り組みである「国連グローバル・コンパクト」に署名しました。当社グループは、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範を支持・尊重しながら、グループ人権方針の実現に向け、事業活動のさまざまな場面において、人権デュー・ディリジェンスなど、人権尊重の取り組みを進めております。人権に配慮したサプライチェーンの構築・運用や、多様な人財がいきいきと活躍できる職場環境の整備などに取り組んでまいります。

■環境面に関わる目標 (KPI)

課 題	短期：2025年KPI	中期：2030年KPI	長期：2050年KPI
CO <sub>2</sub> 排出量削減 (1店舗当たりのCO <sub>2</sub> 排出量)	2013年対比 15%削減	2013年対比 50%削減	2013年対比 100%削減
食品ロス削減 (1店舗当たりの食品ロス削減)	2018年対比 25%削減	2018年対比 50%削減	2018年対比 100%削減
プラスチック使用量削減 (※容器包装プラスチック使用量削減)	2017年対比 15%削減	2017年対比 30%削減 ※オリジナル商品の 容器包装は 環境配慮型素材 50%使用	※オリジナル商品の 容器包装は 環境配慮型素材 100%使用
プラスチック使用量削減 (プラスチック製レジ袋削減)	—	プラスチック製レジ袋 100%削減	—

■女性の活躍状況に関するデータ

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
女性課長職人数 (全体に占める女性比率)	121人 11.4%	134人 12.2%	154人 13.8%	159人 14.1%
女性部長職人数 (全体に占める女性比率)	10人 6.2%	14人 8.3%	11人 7.1%	15人 9.1%
女性(理事)執行役員人数 (全体に占める女性比率)	2人 5.7%	2人 5.6%	2人 6.1%	1人 3.3%
女性役員人数 (全体に占める女性比率)	6人 46.2%	6人 50.0%	5人 50.0%	5人 50.0%

(注) 執行役員人数は執行役員・理事執行役員の合計、役員人数は取締役・監査役の合計です。

## (2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は614億57百万円であり、主なものは、建物などの店舗設備投資が356億88百万円、情報システムの拡充が206億22百万円であります。

## (3) 営業成績及び財産の状況

### ① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

#### IFRS

区 分	第47期 (2021年度)	第48期 (2022年度)	第49期(当期) (2023年度)
営 業 収 益(百万円)	943,206	1,000,385	1,087,964
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	22,625	29,708	52,148
基本的 1 株 当 たり 当 期 利 益	226円09銭	296円86銭	521円08銭
資 産 合 計(百万円)	2,144,778	2,242,421	2,297,498
資 本 合 計(百万円)	235,693	253,858	289,300
1 株 当 たり 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分	2,316円89銭	2,497円49銭	2,845円30銭

(注) 第49期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第47期、第48期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

#### 日本基準

区 分	第46期 (2020年度)	第47期 (2021年度)	第48期 (2022年度)
営 業 総 収 入(百万円)	666,001	698,371	988,621
経 常 利 益(百万円)	37,610	47,571	53,453
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	8,689	17,900	24,689
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	86円84銭	178円87銭	246円70銭
総 資 産(百万円)	1,365,430	1,337,245	1,366,166
純 資 産(百万円)	272,931	278,473	287,099
1 株 当 たり 純 資 産	2,674円53銭	2,726円97銭	2,810円33銭

## ② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第46期 (2020年度)	第47期 (2021年度)	第48期 (2022年度)	第49期(当期) (2023年度)
チェーン全店売上高(百万円)	2,165,818	2,211,981	2,299,518	2,416,293
営業総収入(百万円)	354,825	355,102	357,571	391,793
経常利益(百万円)	33,700	34,278	40,618	68,928
当期純利益(百万円)	15,894	13,470	22,595	44,722
1株当たり当期純利益	158円84銭	134円61銭	225円78銭	446円87銭
総資産(百万円)	839,426	793,925	805,367	820,527
純資産(百万円)	234,977	233,294	240,073	266,412
1株当たり純資産	2,344円86銭	2,327円59銭	2,395円60銭	2,657円51銭

#### (4) 対処すべき課題

##### ①社会課題等への対応

当社は、ESG基軸経営を推進しており、当社グループで取り組むべき項目・課題を明確化し、課題解決に向けて全社で取り組んでおります。特に、脱炭素活動や食品ロス及びプラスチック使用量削減等を推進し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

##### ②加盟店の安定した店舗経営継続と人的資本

当社は、最大のパートナーである加盟店の安定した店舗経営継続を重要課題と考えております。加盟店利益を基軸とし、店舗経費の高騰や人手不足に対し、本部がしっかりと加盟店を支援し支える体制を整備してまいります。また、デジタル技術を最大限活用し、店舗オペレーションの効率化を進め、働きやすさの追求と省人化にも取り組み、さまざまな年齢、国籍の方に店舗で働いていただける環境を整え、店舗クレー不足という加盟店の課題にも対応してまいります。さらに、加盟店の複数店経営促進による経営の安定化に向けた施策など、短期・中長期の取り組みを行い、少子高齢化等の理由によるFC加盟店オーナー不足にも対応し、加盟店との間に強いパートナーシップを築いてまいります。

一方で、当社グループの社員は、マチの幸せと高度な店舗生産性を追求する上で最も重要な資本であり、多様性を認め合う風土を醸成するとともに、最適な人事制度や研修、健康維持・向上やチャレンジしやすい環境などを整備し、働きがい及び生産性の向上を図っております。

##### ③商品力、品揃えを強化した店舗の理想形追求

当社は、商品力の更なる強化やお客さまの生活スタイル・ニーズにお応えするお店づくりに取り組んでおります。これらの考え方に基づいた理想の店舗への改装等を進めることにより、お客さまにレコメンド（推奨）されるお店を目指してまいります。さらに、エリアごとに違うお客さまのニーズをより深く理解し、適確且つ迅速に対応するため、各エリアカンパニーが営業、商品、店舗開発等の戦略を立案し、実行する体制をさらに推進してまいります。

##### ④将来の成長分野へのチャレンジ

グループの中心である国内コンビニエンスストア事業のほか、成城石井、エンタテインメント関連、金融関連、海外などの各事業において、将来の成長分野のビジネスモデルの確立などを中心としたチャレンジを続けるとともに、グループ各社の特徴を最大限に生かし、相乗効果の創出に努めてまいります。

その際、先進的なデジタル技術を活用するとともに、グループの有するリアルな店舗や顧客基盤等の経営資源も活用してまいります。

##### ⑤内部統制の充実と事業リスクへの対応

継続的に事業を展開していくためには、グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応が必要不可欠と考えております。また、当社グループを取り巻くあらゆるステークホルダーの期待に応えられるよう、プライム市場上場会社としてコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みを通じて、企業価値の向上につなげてまいります。引き続き、内部統制の充実と事業リスクへの対応に注力してまいります。

なお、当社は上場親会社（三菱商事株式会社）を有する上場子会社であります。取締役には一般株主と利益相反が生じない独立役員を3分の1以上選任することとしております。また、「指名・報酬諮問委員会」及び「特別委員会」を任意で設置しており、経営の透明性を確保し、より公正な判断ができるような体制を整備しております。

## 2. 当期末の現況

### (1) 企業集団の主要な事業セグメント及び事業所等

(国内コンビニエンスストア事業)

#### ① 株式会社ローソン

主要な事業内容：主としてフランチャイズシステムによるコンビニエンスストア「ローソン」「ナチュラルローソン」及び「ローソンスストア100」のチェーン本部として、フランチャイズシステム及び直営店舗を運営しております。

本 店：東京都品川区

主要な事業所：北海道エリアオフィス（札幌市北区）、東北エリアオフィス（仙台市青葉区）、関東エリアオフィス（東京都港区）、中部エリアオフィス（名古屋市中区）、近畿エリアオフィス（大阪府吹田市）、中四国エリアオフィス（岡山市北区）、九州エリアオフィス（福岡市博多区）  
(注)上記のほかには支店などを117か所に有しております。

#### ② 株式会社ローソンアーバンワークス

主要な事業内容：東京、千葉を中心にコンビニエンスストア「ローソン」の店舗運営を行っております。

本 店：東京都品川区

#### ③ 株式会社ローソンスストア100

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソンスストア100」の店舗運営及び指導並びに商品関連事業を行っております。

本 店：神奈川県川崎市幸区

#### ④ 株式会社ローソン南九州

主要な事業内容：鹿児島県でコンビニエンスストア「ローソン」の店舗運営を行っております。

本 店：鹿児島県鹿児島市

#### ⑤ 株式会社 S C I

主要な事業内容：加工食品、冷凍食品等の食肉や包装資材等の卸売業を営んでおります。

本 店：東京都品川区

店 舗：

地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数
北 海 道	702	茨 城 県	217	京 都 府	326	愛 媛 県	218
青 森 県	279	東 京 都	1,651	滋 賀 県	152	徳 島 県	135
秋 田 県	178	神 奈 川 県	1,060	奈 良 県	134	高 知 県	138
岩 手 県	178	静 岡 県	273	和 歌 山 県	155	福 岡 県	525
宮 城 県	259	山 梨 県	134	大 阪 府	1,195	佐 賀 県	78
山 形 県	108	長 野 県	167	兵 庫 県	705	長 崎 県	123
福 島 県	169	愛 知 県	719	岡 山 県	245	大 分 県	200
新 潟 県	223	岐 阜 県	177	広 島 県	302	熊 本 県	167
栃 木 県	198	三 重 県	136	山 口 県	129	宮 崎 県	111
群 馬 県	240	石 川 県	101	鳥 取 県	136	鹿 児 島 県	201
埼 玉 県	688	富 山 県	176	島 根 県	140	沖 縄 県	262
千 葉 県	595	福 井 県	106	香 川 県	132	国内合計	14,643

(注) 上記表には、当社の運営する店舗のほか、株式会社ローソン高知、株式会社ローソン南九州、株式会社ローソン沖縄の運営する店舗を含めております。

(成城石井事業)

株式会社成城石井

主要な事業内容：高付加価値追求・製造小売型スーパーマーケット「成城石井」を運営しております。

本 店：東京都世田谷区

(エンタテインメント関連事業)

① 株式会社ローソンエンタテインメント

主要な事業内容：ローソン店舗などにおいてチケット及び音楽・映像ソフトを販売しております。

本 店：東京都品川区

② ユナイテッド・シネマ株式会社

主要な事業内容：複合型映画館の運営を行っております。

本 店：東京都品川区

(注)2024年3月1日付で株式会社ローソン・ユナイテッドシネマに商号変更しております。

(金融関連事業)

株式会社ローソン銀行

主要な事業内容：銀行業を営んでおります。

本 店：東京都品川区



(海外事業)

① 羅森投資有限公司

主要な事業内容：中華人民共和国において事業を営む会社を統括しております。

本 店：中華人民共和国上海市

② 上海羅森便利有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国上海市

③ 上海樂松商貿有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国上海市

④ 上海恭匯貿易有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国上海市

⑤ 浙江羅森便利店有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国杭州市

⑥ 重慶羅森便利店有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国重慶市

⑦ 大連羅森便利店有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国大連市

⑧ 羅森（北京）有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国北京市

⑨ 北京羅松商貿有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国北京市

- ⑩ 成都羅森便利店管理有限公司  
主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。  
本 店：中華人民共和国成都市
- ⑪ 羅森（広東）便利有限公司  
主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。  
本 店：中華人民共和国広州市
- ⑫ 羅森（深圳）便利有限公司  
主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。  
本 店：中華人民共和国深圳市
- ⑬ Saha Lawson Co., Ltd.  
主要な事業内容：コンビニエンスストア「LAWSON 108」「108SHOP」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。  
本 店：タイ王国バンコク市
- ⑭ Lawson Philippines, Inc.  
主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。  
本 店：フィリピン共和国マニラ市

(その他の事業)

・コンサルティング事業

株式会社ベストプラクティス

主要な事業内容：店舗調査に基づきローソン店舗の改善提案を行っております。

本 店：東京都品川区

## (2) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
国内コンピニエンスストア事業	5,013名	△42名
成城石井事業	1,250名	12名
エンタテインメント関連事業	1,184名	△6名
金融関連事業	192名	29名
海外事業	3,833名	117名
その他の事業	194名	△13名
合計	11,666名	97名

(注) 従業員数は就業人員であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,361名	△93名	42.7歳	15.8年

(注) 従業員数は就業人員であります。

### (3) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
三菱商事フィナンシャルサービス株式会社	60,000 百万円
株式会社三井住友銀行	15,000 百万円
株式会社みずほ銀行	10,000 百万円

#### (4) 重要な親会社及び子会社等の状況

##### ① 親会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
三 菱 商 事 株 式 会 社	204,446 百万円	50.2 %	地球環境エネルギー、マテリアルソリューション、金属資源、社会インフラ、モビリティ、食品産業、S.L.C.、電力ソリューション等

- ・親会社との関係  
当社の親会社である三菱商事株式会社は、当社株式を50,150千株（議決権比率50.2%）保有しております。  
また、親会社とは、借入に対する債務被保証等の取引を行っております。
- ・親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。
  - ア. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項  
当社は親会社との間で保証委託契約書を取り交わしており、当該契約に基づき、当社の借入に対する保証料を当社に対して支払っております。当該取引をするにあたっては、一般取引と同様に、市場の実勢価格と比較検討のうえ取引条件を決定しております。
  - イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由  
当社は、上記ア. の観点も踏まえ、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において、当社経営に対する適切な意見を得ながら、多面的な議論を経て決定しており、当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。
  - ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
当該事項はありません。
- ・親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社は、2016年9月16日開催の取締役会において、当社が三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）との間で2000年2月に締結した業務提携契約（その後の改定を含みます。以下「原業務提携契約」といいます。）を変更することについて決議し、同日付で業務提携契約を締結いたしました（2017年2月15日発効）。
  - a. 原業務提携契約の変更の理由  
当社及び三菱商事は、三菱商事が当社を連結子会社とすることによって、国内コンビニエンスストア事業、海外コンビニエンスストア事業及びそれ以外の周辺事業において、三菱商事の有するネットワーク・人的リソースを当社が今まで以上に活用することで、従来以上に連携を深め当社の事業基盤の更なる強化に取り組むことが必要であるとの結論に至りました。
  - b. 原業務提携契約の変更内容
    - (a) 業務提携の分野は以下のとおりとする。
      - イ 国内コンビニエンスストア事業
      - ロ 海外コンビニエンスストア事業
      - ハ 周辺事業
      - ニ その他両者が別途合意する事業
    - (b) 三菱商事は、当社の経営の独立性、主体性を尊重し、かつ、フランチャイズビジネスの本質である加盟店の利益も尊重して、業務提携を行う。
    - (c) 業務提携を効果的かつ実質的に推進することを目的に、三菱商事はその人員を両者協

議の上必要に応じて派遣するものとし、当社はこれを受け入れる。

- (d) 本契約は、2016年9月16日付で実施を公表した三菱商事による当社の普通株式に対する公開買付けの決済開始日をもって発効するものとし、当社及び三菱商事にて別途書面による合意がなされるまで有効に存続する。

また、当社は、2024年3月27日開催の取締役会において、KDDI株式会社（以下、「KDDI」といいます。）による当社の普通株式等に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に関して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆さまに対しては、本公開買付けへ応募することを推奨することを決議しておりますが、本公開買付けに関連し、2024年2月6日付で、三菱商事とKDDI（以下、総称して「公開買付者関係者」といいます。）との間で、資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要等は以下のとおりです。

(i) 目的

- ・国内有数の生活者接点を活かし、「リアル×デジタル×グリーン」を融合させた新たな生活者価値を創出する、新世代の「マチの“ほっと”ステーション」の実現に向けた当社グループ各事業の強化による当社グループの企業価値最大化。
- ・当社グループの成長を通じた、三菱商事グループ及びKDDIグループの事業基盤の拡大と新たな価値創出。

(ii) 資本提携の内容

- ・本公開買付けによる、公開買付者関係者と当社との資本関係の構築（なお、本規定はクロージング日（本公開買付け成立後に実施予定である株式併合の効力発生後、当社に対する三菱商事及びKDDIの議決権所有比率が50.00%ずつとなった日をいいます。以下同じです。）をもって発効する。）をもって発効する。）。

(iii) 業務提携の内容

- ・大要、以下の提携分野での業務提携（以下、「本業務提携」といいます。）の実行、及び以下の各種施策の推進への貢献・協力（なお、本規定はクロージング日をもって発効する。）、並びに、本業務提携の方針や進捗状況等に関する協議の場としての協業推進委員会の設置。

(イ) リアル店舗関連：当社及びKDDIの強みであるリアル店舗において、各社の機能・商材を活用した新たなサービスを提供できる新たな店舗形態の創出。

(ロ) デジタル連携関連：公開買付者関係者及び当社それぞれのグループが保有する会員情報を連携し、その顧客データ基盤を活用した当社グループのサービスの利用顧客の拡大・ロイヤルカスタマー化。

(ハ) グリーン連携関連：公開買付者関係者及びそのグループの事業基盤を活用した当社グループの脱炭素化、サーキュラーエコノミー事業の推進。

(ニ) その他分野における業務提携：公開買付者関係者及び当社間による協議の上、協業推進委員会にて決定された、当社グループの企業価値の最大化を目的とするその他分野における取り組みについての協力。

- ・公開買付者関係者及びそのグループが、その経営資源を経済合理性の範囲内で十分に当社グループに提供すること、及び、当社グループが、その経営資源を経済合理性の範囲内で十分に公開買付者関係者及びそのグループに提供することを前提とした、本業務提携の施策内容及び各当事者の役割等の協議・検討（なお、本規定はクロージング日をもって発効する。）。

- ・本資本業務提携契約の締結日から12ヶ月以内の、上記協議・検討の結果を踏まえた、本業務提携の施策内容の詳細及び各当事者の具体的な役割に関する協業推進委員会における合意（なお、本規定はクロージング日をもって発効する。）。
  - ・協業推進委員会において合意された施策（当該施策及び各当事者の役割等については、上記の合意時点から起算して、それぞれ3年ごとに見直される。）の、原則としてクロージング日から3年以内を目途とする実行（なお、本規定はクロージング日をもって発効する。）。
- (iv) 当社の経営等
- ・当社グループの役職員が本業務提携を通じて、当社の既存事業の強化及び新規事業の開拓を行い、当社の企業価値を最大化するとともに、「生活者のLife Time Value 向上」及び「日本の豊かな地域社会」を目指して運営していくことについての公開買付者関係者による確認（なお、本規定はクロージング日をもって発効する。）。
  - ・公開買付者関係者による、クロージング日以前より存在する当社グループの契約関係及び取引関係（加盟店オーナーとの契約条件を含む。）に関する、当社グループの企業価値向上に資する範囲での、クロージング日以前からの当社の取引慣行の商業上合理的な範囲での最大限の尊重（なお、本規定はクロージング日をもって発効する。）。
  - ・当社グループの従業員の雇用を維持し、また、当該従業員の雇用条件が本資本業務提携契約の締結日時点の水準を実質的に下回らないように維持することについての、公開買付者関係者による義務（但し、定年退職、法令等及び社内規則に基づく懲戒処分による場合、市況又は事業環境の著しい変化に伴い、当社グループの従業員の雇用条件を変更する必要性が生じた場合その他当社グループの従前の確立した実務に従う場合には当該義務を負わない。）（なお、本規定はクロージング日をもって発効する。）。
  - ・本資本業務提携契約の締結日現在存在する当社のストックオプション制度についての誠実協議。
  - ・当社グループの各持株会が所有する当社株式の全てを、適法に本公開買付けに応募するための措置及び本公開買付けに適用のある法令等の遵守のために必要となる措置を講じることについての、当社による各持株会に対する商業上合理的な範囲での要請義務。
  - ・本業務提携を効果的かつ実質的に推進することを目的とする、必要に応じた公開買付者関係者及びそのグループの役職員の当社グループへの派遣又は出向（なお、本規定はクロージング日をもって発効する。）。

## ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ローソンアーバンワークス	10 百万円	100.0 %	国内コンビニエンスストア事業
株式会社ローソンストア100	99 百万円	100.0 %	国内コンビニエンスストア事業
株式会社ローソン南九州	100 百万円	100.0 %	国内コンビニエンスストア事業
株式会社 S C I	10 百万円	100.0 %	国内コンビニエンスストア事業
株式会社成城石井	100 百万円	100.0 %	成 城 石 井 事 業
株式会社ローソンエンタテインメント	100 百万円	100.0 %	エンタテインメント関連事業
ユナイテッド・シネマ株式会社	100 百万円	100.0 %	エンタテインメント関連事業
株式会社ローソン銀行	11,600 百万円	95.0 %	金 融 関 連 事 業
羅 森 投 資 有 限 公 司	3,359 百万円	100.0 %	海 外 事 業
上海羅森便利有限公司	452 百万円	100.0 %	海 外 事 業
上海樂松商貿有限公司	0.1 百万円	100.0 %	海 外 事 業
上海恭匯貿易有限公司	0.3 百万円	85.0 %	海 外 事 業
浙江羅森便利店有限公司	20 百万円	100.0 %	海 外 事 業
重慶羅森便利店有限公司	490 百万円	100.0 %	海 外 事 業
大連羅森便利店有限公司	66 百万円	98.3 %	海 外 事 業
羅 森 (北 京) 有 限 公 司	284 百万円	64.8 %	海 外 事 業
北京羅松商貿有限公司	0.1 百万円	64.8 %	海 外 事 業
成都羅森便利店管理有限公司	180 百万円	100.0 %	海 外 事 業
羅 森 (広 東) 便 利 有 限 公 司	300 百万円	100.0 %	海 外 事 業
羅 森 (深 圳) 便 利 有 限 公 司	55 百万円	100.0 %	海 外 事 業
Saha Lawson Co., Ltd.	1,367 百万バーツ	49.2 %	海 外 事 業
Lawson Philippines, Inc.	2,700 百万ペソ	100.0 %	海 外 事 業
株式会社バストプラクティス	10 百万円	100.0 %	コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業

(注) 1.議決権比率は間接所有を含んでおります。

2.株式会社ローソン南九州は、当社が株式を追加取得し、持分法適用会社（共同支配企業）から連結子会社といたしました。

3.羅森（中国）投資有限公司は、2023年11月24日付で羅森投資有限公司に商号変更しております。

4.ユナイテッド・シネマ株式会社は、2024年3月1日付で株式会社ローソン・ユナイテッドシネマに商号変更しております。

### ③ 重要な関連会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ロ ー ソ ン 沖 縄	10 百万円	49.0 %	国内コンビニエンスストア事業
株 式 会 社 ロ ー ソ ン 高 知	50 百万円	49.0 %	国内コンビニエンスストア事業



## II. 当社の現況

### 1. 当期末の株式の状況

(1) 発行可能株式総数	409,300,000株	
(2) 発行済株式の総数	100,300,000株	(自己株式 222,085株を含む)
(3) 単元株式数	100株	
(4) 株主数	23,206名	
(5) 上位10名の株主		

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	50,150 千株	50.1 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,515	6.5
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,155	2.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,134	2.1
KDDI株式会社	2,110	2.1
株式会社NTTドコモ	2,092	2.1
MSIP CLIENT SECURITIES	1,821	1.8
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1,513	1.5
JPLLC-CL JPY	1,007	1.0
ローソン社員持株会	926	0.9

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。  
 2. 上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

## 2. 取締役及び監査役の状況

### (1) 氏名、地位及び当期末日における担当等

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況 ※社外役員の重要な兼職の状況は(8)に記載しております	
	竹 増 貞 信	代表取締役 社長
糸 長 雅 之	取締役常務執行役員	CFO
岩 村 水 樹	取締役	
鈴 木 智 子	取締役	
菊 地 清 貴	取締役	三菱商事株式会社 常務執行役員 コンシューマー産業グループ CEO
宮 崎 純	常勤監査役	
今 川 秀 一	常勤監査役	
五 味 祐 子	監査役	
吉 田 恵 子	監査役	
宮 田 裕 子	監査役	

- (注) 1. 取締役 岩村水樹、鈴木智子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 五味祐子、吉田恵子、宮田裕子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 五味祐子氏は、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から企業法務の分野を中心に法令及びリスク管理等に係る豊富な業務経験を有するものであります。  
監査役 吉田恵子氏は、公認会計士の資格を有し、会計事務所の代表を務め、税務・会計・経営に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役 宮田裕子氏は、海外のグローバルな企業において幅広い人事・労務業務の経験を有するとともに、事業全般の意思決定、ガバナンス、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2023年5月24日開催の第48回定時株主総会における異動は次のとおりであります。
- |    |     |      |
|----|-----|------|
| 就任 | 監査役 | 宮田裕子 |
| 退任 | 監査役 | 辻山栄子 |

【ご参考】取締役及び執行役員の状況（2024年3月1日現在、非業務執行取締役を除く）

氏名	地位及び主な役職、担当	
竹増貞信	代表取締役 社長	CSO
糸長雅之	取締役常務執行役員	CFO
郷内正勝	専務執行役員	CRO 兼 CSO補佐 兼 CS推進室長
和田祐一	専務執行役員	近畿カンパニー プレジデント
三宅示修	常務執行役員	中国カンパニー プレジデント 兼 羅森投資有限公司 総経理
藤井均	常務執行役員	商品本部長
佐藤達	常務執行役員	ITソリューション本部長
村瀬達也	常務執行役員	営業本部長
川畑卓	常務執行役員	経営戦略本部長 兼 開発本部長
楯美和子	常務執行役員	コミュニケーション本部長
勝田暁	常務執行役員	マーケティング戦略本部長
渡辺章仁	常務執行役員	エンタテインメントカンパニー プレジデント
涌井和広	上級執行役員	商品本部 副本部長
酒井勝昭	上級執行役員	経営戦略本部 副本部長（郵政提携推進担当）
熊谷智	執行役員	金融カンパニー プレジデント
日野武二	執行役員	人事本部長 兼 株式会社ローソンウィル 代表取締役
高西朋貴	執行役員	管理本部長
沖博之	執行役員	九州カンパニー プレジデント
月生田和樹	執行役員	事業サポート本部長
吉田泰治	執行役員	インキュベーションカンパニー プレジデント
原大祐	執行役員	首都圏カンパニー プレジデント
廣金保彦	執行役員	開発本部 副本部長（法人、ホスピタル・ヘルスケア担当）
伊藤敏彦	執行役員	商品本部 副本部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役 竹増貞信、糸長雅之、岩村水樹、鈴木智子、菊地清貴の各氏及び監査役 宮崎純、今川秀一、五味祐子、吉田恵子、宮田裕子の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

なお、職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、若しくは当社が保険会社との間で締結する役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には補償を行わないこととしており、また1事象当たりの損失につき一定額を免責控除額として設定するなど、会社役員の仕事の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、若しくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、会社役員の仕事の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の額 役員報酬

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		固定報酬	変 動 報 酬	ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン	
取締役	248百万円	117百万円	43百万円	87百万円	5名
(うち社外取締役)	( 30百万円)	( 26百万円)	( ー)	( 4百万円)	( 2名)
監査役	87百万円	87百万円	ー	ー	6名
(うち社外監査役)	( 39百万円)	( 39百万円)	( ー)	( ー)	( 4名)
合 計	336百万円	205百万円	43百万円	87百万円	11名

## (6) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は以下の取締役報酬の決定方針を2021年12月15日の取締役会において決議いたしました。

### ①取締役報酬決定の基本方針

当社の取締役報酬については、企業価値の向上、持続的な成長、業績向上へのインセンティブとして十分に機能し、株主利益と連動した報酬体系となるよう設計し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

### ②取締役報酬の決定プロセス

当社の取締役報酬については、経営の透明性・公正性を高めるため、以下のプロセスで決定します。

- i 取締役報酬の限度額については、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その提言を踏まえて取締役会で決議のうえ、株主総会で決議します。
- ii 取締役の報酬体系、算定ルールについては、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その提言を踏まえて、取締役会で決議します。また、役位に応じた基準報酬額については、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その提言を踏まえて社長が決定します。
- iii 毎年度の報酬額については、算定ルールに従い、基準報酬をベースに業績等と定性評価を踏まえて個別の報酬額を算出し、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえで、その提言に基づき、取締役会にて総額を決議し、取締役会から一任された代表取締役社長CSOの竹増貞信が個人別の報酬額を決定します。当社を取り巻く環境や業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の職務の執行状況も踏まえて、総合的な視点をもって報酬の内容を決定するには、社長による決定が最適であると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。なお個人別の報酬額は、透明性・公平性を確保し、委任された権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その提言に基づいて、決定することとしています。

なお、当事業年度においても、これらの手続きに則り、取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその決定が基本方針に沿うものであると判断しております。

指名・報酬諮問委員会メンバー：

非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみ（6名中5名が独立役員）で構成します。

取締役 菊地清貴	社外取締役 岩村水樹(副委員長)
社外取締役 鈴木智子	社外監査役 五味祐子(委員長)
社外監査役 吉田恵子	社外監査役 宮田裕子

### ③取締役報酬の内容（報酬体系及び算定ルール）

当社の取締役報酬は、在任中、月毎の現金の支給による基本報酬とストックオプションの付与による株価連動報酬から構成されております。

#### 【基本報酬】

取締役の基本報酬については、毎月定額で支給される固定報酬と各期の業績評価に連動した変動報酬から構成されております。

- ・固定報酬（割合：60％）

内規に基づき役位に応じた基準報酬を設定しております。

・変動報酬（割合：40%）

取締役報酬を株主利益と連動させるため、業績連動報酬を採用しております。

変動報酬は、「EPS（基本的1株当たり当期利益）」「SDGs目標（1店舗当たりのCO<sub>2</sub>削減率等）」の予算達成率に基づき決定します。「EPS」については、株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるため、「SDGs目標」については、環境ビジョン「Lawson Blue Challenge2050!」（①CO<sub>2</sub>排出量削減、②食品ロス削減、③プラスチック使用量削減）の実現のために、当該目標を設定いたしました。これに指名・報酬諮問委員会面談による、定性面（10%）の評価も加え変動報酬金額を決定します。

また、非業務執行取締役（岩村水樹、鈴木智子、菊地清貴の3氏）については、代表取締役及び取締役会の監査及び助言という役割に特化しているため、業績に連動した変動報酬は支給しません。

[当事業年度（2023年3月～2024年2月）における変動報酬に係る目標及び実績]

KPI	割合	2023年2月期 (2022年3月～ 2023年2月)		指標の選定理由
		目標	達成率	
EPS予算	20%	100%	112.2%	株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるため
SDGs目標	10%	100%	136.7%	「Lawson Blue Challenge2050!」実現のため

※当事業年度に係る変動報酬については、前事業年度の2023年2月期決算値を基に算定しております。

KPIにつきましては、2023年3月から一部見直しを行い、「事業利益（営業収益から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除した、日本基準における連結営業利益に相当する指標）」の予算達成率を追加することとしました。従業員と同じ目標を掲げることであり、会社の競争力向上につなげてまいります。

**【株価連動報酬】**

株式報酬型ストックオプション

報酬の一部に株価連動報酬である株式報酬型ストックオプションを組み入れることにより、株主の皆さまと株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを経営陣が共有する仕組みとしており、中長期的な企業価値の向上に連動した報酬として位置づけております。

株式報酬型ストックオプションの1株当たりの行使価格は1円であり、役位に応じて付与個数を定めております。また、退任後一定の期間においてのみ行使が可能となっており、在任中の行使はできない仕組みとしております。

[当事業年度（2023年3月～2024年2月）の株式報酬型ストックオプションに係る目標及び実績]

KPI	2023年2月期 (2022年3月～2023年2月)	
	目標	達成率
EPS予算	100%	112.2%

※当事業年度に係る株式報酬型ストックオプションについては、前事業年度の2023年2月期決算値を基に算定しております。

#### ④取締役報酬の限度額

当社の取締役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。

- ・取締役の報酬額  
2001年5月24日 株主総会決議 年額400百万円以内 取締役の員数は、20名。
- ・取締役に対するストックオプション報酬額  
2014年5月27日 株主総会決議 年額300百万円以内 取締役の員数は、9名。

#### (7) 監査役の報酬等の決定に関する方針

##### ①監査役報酬決定の基本方針

当社の監査役報酬については、各監査役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

##### ②監査役報酬の決定プロセス

当社の監査役報酬については、株主総会決議に基づく報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

##### ③監査役報酬の内容

当社の監査役報酬は、現金の支給による基本報酬（固定報酬）であります。

基本報酬につきましては、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮のうえ、監査役の協議により決定しております。

##### ④監査役報酬の限度額

当社の監査役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。

監査役の報酬額

2020年5月27日 株主総会決議 年額100百万円以内 監査役の員数は、5名。

(8) 社外取締役及び社外監査役の状況

①重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係 (2024年2月29日現在)

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
取締役	岩村水樹	グーグル合同会社 東京大学	バイスプレジデント アジア太平洋・日本 地区 マーケティング 非常勤理事	—
	鈴木智子	一橋大学大学院経営管理研究科 国際企業戦略専攻 スタンレー電気株式会社	教授 社外取締役	—
監査役	五味祐子	国広総合法律事務所 アルプスアルパイン株式会社	パートナー 社外取締役 (監査等 委員)	—
	吉田恵子	芝会計事務所 パスロジ株式会社	代表 社外取締役	—
	宮田裕子	人事コンサルタント 株式会社竹内製作所	個人事業主 社外取締役 (監査等 委員)	—

(注) 「当社と当該兼職先との関係」に記載のない兼職先と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。



## ②当期における主な活動状況

区 分	氏 名	活動・発言状況、期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	岩 村 水 樹 ( 独 立 役 員 )	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席しており、グローバルなIT企業のバイスプレジデントとしての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の副委員長を務めております。
	鈴 木 智 子 ( 独 立 役 員 )	当期開催の取締役会15回のうち15回に出席しており、学識者としての消費者行動、マーケティング、ブランド・マネジメント等に関する豊富な知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
監 査 役	五 味 祐 子 ( 独 立 役 員 )	当期開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また監査役会17回のうち17回に出席しており、弁護士としての法的視点及び幅広い見識に基づき適宜質問をし、意見を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。
	吉 田 恵 子 ( 独 立 役 員 )	当期開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また監査役会17回のうち17回に出席しており、公認会計士としての税務・会計・経営に関する豊富な知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
	宮 田 裕 子 ( 独 立 役 員 )	当期の在任期間中に開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席しており、人事・労務業務の経験及び事業全般の意思決定、ガバナンス、コンプライアンスに関する豊富な知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入して表示しております。

# 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	2022年度(ご参考) (2023年2月28日現在)	2023年度 (2024年2月29日現在)	科 目	2022年度(ご参考) (2023年2月28日現在)	2023年度 (2024年2月29日現在)
流 動 資 産	679,839	715,868	流 動 負 債	905,279	1,011,192
現金及び現金同等物	399,523	432,464	営業債務及びその他の債務	231,925	256,411
営業債権及びその他の債権	223,648	234,295	預 り 金	274,224	202,954
ファイナンス・リース債権	13,710	7,707	借 入 金	92,877	90,850
その他の金融資産	3,595	879	未払法人所得税等	10,800	16,012
棚 卸 資 産	28,689	29,176	その他の金融負債	273,465	418,774
その他の流動資産	10,671	11,345	引 当 金	2,480	2,490
非 流 動 資 産	1,562,582	1,581,630	その他の流動負債	19,505	23,699
有形固定資産	186,398	193,270	非 流 動 負 債	1,083,284	997,005
使用権資産	1,069,233	1,058,069	借 入 金	80,000	99
投資不動産	46,734	47,841	リ ー ス 負 債	923,588	916,105
の れ ん	50,150	52,258	その他の金融負債	21,407	21,585
無 形 資 産	51,416	64,003	退職給付に係る負債	16,797	17,280
持分法で会計処理される投資	6,532	6,665	繰 延 税 金 負 債	430	386
差入保証金	92,916	97,502	引 当 金	37,642	37,840
その他の金融資産	5,742	8,399	その他の非流動負債	3,417	3,706
繰延税金資産	48,234	47,543	負 債 合 計	1,988,563	2,008,197
その他の非流動資産	5,223	6,077	資 本 の 部		
資 産 合 計	2,242,421	2,297,498	親会社の所有者に帰属する持分	249,941	284,752
			資 本 金	58,506	58,506
			資 本 剰 余 金	46,934	47,058
			自 己 株 式	△948	△947
			その他の資本の構成要素	3,799	5,705
			利 益 剰 余 金	141,650	174,429
			非 支 配 持 分	3,916	4,548
			資 本 合 計	253,858	289,300
			負 債 及 び 資 本 合 計	2,242,421	2,297,498

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2022年度(ご参考) (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)	2023年度 (2023年3月1日から 2024年2月29日まで)
営 業 収 益	1,000,385	1,087,964
売 上 原 価	473,074	507,648
営 業 総 利 益	527,310	580,315
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	462,998	486,225
そ の 他 の 収 益	3,133	2,778
そ の 他 の 費 用	12,985	13,442
金 融 収 益	1,468	2,104
金 融 費 用	9,158	9,488
持 分 法 に よ る 投 資 損 益	363	1,250
税 引 前 当 期 利 益	47,134	77,292
法 人 所 得 税 益	17,461	24,604
当 期 利 益	29,673	52,687
当 期 利 益 (△ 損 失) の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者	29,708	52,148
非 支 配 持 分	△34	538

# 貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	2022年度(ご参考) (2023年2月28日現在)	2023年度 (2024年2月29日現在)	科 目	2022年度(ご参考) (2023年2月28日現在)	2023年度 (2024年2月29日現在)
流動資産	192,427	201,865	流動負債	367,066	386,391
現金及び預金	6,316	12,008	買掛金	110,202	117,831
加盟店貸勘定	49,329	45,597	短期借入金	11,900	10,000
リース債権	14,196	13,598	関係会社短期借入金	53,930	66,750
商品	907	833	リース債務	35,754	36,207
前払費用	15,444	16,130	未払金	26,407	27,475
未収入金	99,524	106,085	未払法人税等	8,789	11,580
その他	6,708	7,611	未払費用	2,386	2,308
固定資産	612,940	618,662	預り金	109,222	103,485
有形固定資産	312,118	312,865	賞与引当金	3,349	3,317
建物	154,347	155,743	その他	5,123	7,435
構築物	22,136	20,220	固定負債	198,227	167,724
工具、器具及び備品	10,017	9,821	長期借入金	30,000	-
土地	8,374	8,354	リース債務	104,060	103,734
リース資産	117,011	118,445	退職給付引当金	15,064	15,173
建設仮勘定	231	279	役員退職慰労引当金	164	213
無形固定資産	29,088	33,474	資産除去債務	32,989	33,088
ソフトウェア	22,239	28,141	その他	15,948	15,514
のれん	6,565	5,077	負債合計	565,294	554,115
その他	284	255	純 資 産 の 部		
投資その他の資産	271,732	272,321	株主資本	238,806	264,263
投資有価証券	3,003	5,782	資本金	58,506	58,506
関係会社株式	65,098	108,499	資本剰余金	47,760	47,759
関係会社出資金	40,691	-	資本準備金	47,696	47,696
長期貸付金	36,164	33,323	その他資本剰余金	64	62
関係会社長期貸付金	470	17	利益剰余金	133,488	158,945
長期前払費用	11,017	10,896	利益準備金	727	727
差入保証金	82,950	82,609	その他利益剰余金	-	-
繰延税金資産	32,333	31,215	別途積立金	50,000	50,000
その他	827	892	繰越利益剰余金	82,760	108,218
貸倒引当金	△823	△915	自己株式	△948	△947
資産合計	805,367	820,527	評価・換算差額等	938	1,694
			その他有価証券評価差額金	1,007	1,763
			土地再評価差額金	△69	△69
			新株予約権	328	453
			純資産合計	240,073	266,412
			負債及び純資産合計	805,367	820,527

# 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	2022年度(ご参考) (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)		2023年度 (2023年3月1日から 2024年2月29日まで)	
	営 業 収 入	262,581		284,614
加 盟 店 か ら の 収 入	68,569	331,151	76,883	361,497
売 上 高	(26,419)	26,419	(30,295)	30,295
売 上 総 収 入	(19,217)	357,571	(21,920)	391,793
売 上 総 原 価	(7,202)	19,217	(8,374)	21,920
営 業 総 利 益		338,354		369,872
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		303,165		311,860
営 業 利 益		35,188		58,011
営 業 外 収 益				
受 取 利 息	437		423	
受 取 配 当 金	7,100		12,605	
そ の 他	1,446	8,985	1,096	14,124
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	1,912		2,032	
リ ー ス 解 約 損 失	1,099		398	
そ の 他	543	3,555	776	3,207
特 別 常 利 益		40,618		68,928
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損 失	828		1,628	
減 損	8,054		6,244	
新型コロナウイルス感染症による損失	5		-	
そ の 他	647	9,536	196	8,068
税 引 前 当 期 純 利 益		31,082		60,859
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,891		15,352	
法 人 税 等 調 整 額	1,595	8,486	784	16,137
当 期 純 利 益		22,595		44,722

本連結計算書類及び計算書類中の記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社 ローソン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川 航 史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 満 美

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ローソンの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2024年3月27日開催の取締役会において、改めて、KDD I 株式会社による会社の普通株式、新株予約権及び米国預託証券に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して、本公開買付けへ応募することを推奨し、米国預託証券の所有者に対して、事前に米国預託証券を預託銀行に引き渡し、かかる米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨し、新株予約権の所有者に対して、本公開買付けに応募するか否かについて、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社 ローソン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石川 航史  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 満美  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ローソンの2023年3月1日から2024年2月29日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2024年3月27日開催の取締役会において、改めて、KDD I 株式会社による会社の普通株式、新株予約権及び米国預託証券に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して、本公開買付けへ応募することを推奨し、米国預託証券の所有者に対して、事前に米国預託証券を預託銀行に引き渡し、かかる米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨し、新株予約権の所有者に対して、本公開買付けに応募するか否かについて、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会会議、財務報告内部統制委員会等その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、エリアオフィスその他主要な事業所及び店舗に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査事項及び監査の方法に従い、監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている親会社との間の取引について、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る「事業報告及びその附属明細書」、「連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）」並びに「計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）」及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

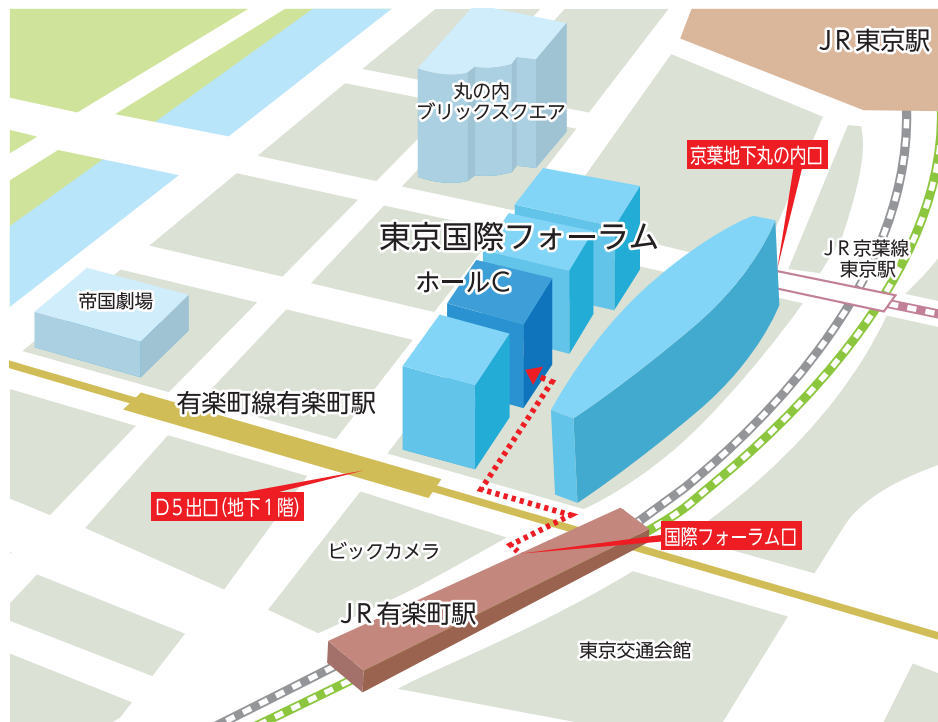
2024年4月17日

### 株式会社ローソン 監査役会

常勤監査役	宮 崎 純	ⓐ
常勤監査役	今 川 秀 一	ⓑ
監 査 役 (社外監査役)	五 味 祐 子	ⓒ
監 査 役 (社外監査役)	吉 田 恵 子	ⓓ
監 査 役 (社外監査役)	宮 田 裕 子	ⓔ

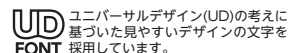
以 上

株主総会会場ご案内図  
 東京国際フォーラム ホールC  
 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
 電話 03-5221-9000 (代表)



交通: JR 有楽町駅 国際フォーラム口 徒歩約1分  
 JR 京葉線東京駅 京葉地下丸の内口 徒歩約5分(※)  
 地下鉄有楽町線有楽町駅 D 5 出口 徒歩約1分(※)  
 ※ 地下1階コンコースにて連絡しております。

お願い: お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



# 第49回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## ■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針

## ■連結計算書類

- ・ 連結持分変動計算書
- ・ 連結注記表

## ■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

株式会社ローソン



## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当期末日における当会社社員の新株予約権等の保有状況

	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第19回新株予約権
保有人数及び 新株予約権の数				
取締役 (社外取締役を除く)	1名 27個	1名 38個	1名 62個	1名 57個
社外取締役	0名 0個	0名 0個	0名 0個	0名 0個
目的となる 株式の種類及び数	普通株式 2,700株	普通株式 3,800株	普通株式 6,200株	普通株式 5,700株
新株予約権の行使に際 して出資される財産の 価額(1株当たり)	1円	1円	1円	1円
行使期間	2015年4月10日～ 2035年3月24日	2016年5月2日～ 2036年4月12日	2017年5月1日～ 2037年4月11日	2018年6月8日～ 2038年5月21日
主な行使条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
保有人数及び 新株予約権の数				
取締役 (社外取締役を除く)	1名 64個	1名 90個	1名 112個	2名 117個
社外取締役	1名 5個	1名 5個	2名 10個	2名 10個
目的となる 株式の種類及び数	普通株式 6,900株	普通株式 9,500株	普通株式 12,200株	普通株式 12,700株
新株予約権の行使に際 して出資される財産の 価額(1株当たり)	1円	1円	1円	1円
行使期間	2019年6月7日～ 2039年5月20日	2020年6月12日～ 2040年5月26日	2021年6月11日～ 2041年5月24日	2022年6月10日～ 2042年5月24日
主な行使条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

	第24回新株予約権
保有人数及び 新株予約権の数	
取締役 (社外取締役を除く)	3名 170個
社外取締役	2名 10個
目的となる 株式の種類及び数	普通株式 18,000株
新株予約権の行使に際 して出資される財産の 価額(1株当たり)	1円
行使期間	2023年6月9日～ 2043年5月23日
主な行使条件	(注1)

(注1)新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。



## (2) 当期中に当社執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第24回新株予約権
交付人数及び 新株予約権の数 執行役員	13名 86個
目的となる 株式の種類及び数	普通株式 8,600株
新株予約権の行使に際 して出資される財産の 価額(1株当たり)	1円
行使期間	2023年6月9日～ 2043年5月23日
主な行使条件	(注1)

(注1)新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

\* 執行役員には、取締役兼務者は含みません。

## (3) その他新株予約権に関する事項

当期末日における未行使の新株予約権の目的となる株式の数は合計106,000株であり、発行済株式の総数に対する割合は0.11%であります。

# 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

## (2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	188百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	305百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等、並びに会計監査人との協議の経過等について確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外会社17社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

## (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合、及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員一致の決議により当該会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。また、監査役会は、当該会計監査人を独立性、監査品質、監査実施の有効性及び効率性等の観点から検討し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、当該会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を監査役全員一致の決議により決定します。

# 会社の体制及び方針

## 1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、「2022年度内部統制システムの整備の基本方針」の整備及び運用の状況を踏まえ、2023年2月15日開催の取締役会で、「2023年度内部統制システムの整備の基本方針」として次のとおり決議いたしました。

### (1) 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ①取締役会は、コンプライアンス体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
- ②社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- ③監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- ④専門の委員会（コンプライアンス・リスク管理委員会）を設置し、コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンスを統括する部署の設置、コンプライアンス担当者の各部署への配置、コンプライアンスに関連する規程の整備並びに倫理研修及びコンプライアンスに関する意識調査の定期的実施等により、「ローソングループ企業行動憲章」及び「ローソン倫理綱領」を周知徹底し、取締役、執行役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- ⑤法務部門において、当社の事業に適用される法令等を識別して、その内容を関連部署に周知徹底することにより、要求事項を遵守する基盤を整備します。特に独占禁止法・下請法、景品表示法・食品表示法・食品衛生法を含む消費者関連法、知的財産法及び労働法等の遵守に向けて、社内周知に努めます。
- ⑥業務執行部門から独立した内部監査部門は、内部統制システムの整備状況を効率的かつ実効的に監査し、必要に応じて、その改善を促します。
- ⑦法令等若しくは社内ルールの違反又は当社の事業遂行にあたっての人権に対する負の影響（以下総称して「法令違反等」といいます。）を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者を特定させる事項の秘匿性を確保し安心して利用することができる相談・通報窓口（社内相談窓口、グループ横断的な社外相談窓口及び加盟店従業員・取引先が利用できる相談窓口）を設置して利用者に周知することにより、ローソングループ及びローソンチェーン全体における法令違反等の早期発見に努めます。法令違反等が発見された場合は直ちに是正措置をとり、再発防止策を講じます。
- ⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。
- ⑨業務の属人化を排し不祥事を防止するため、従業員の人事ローテーションを定期的 to 実施します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ①取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます。）を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

- ②情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持します。
- ③文書（電磁的記録を含みます。）の保存・管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。
- ④個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理します。
- ⑤情報セキュリティをリスクマネジメント及びシステム・テクノロジー・セキュリティの両面から統合的・一体的に推進するために、専門の委員会（情報セキュリティ委員会）を設置し、情報セキュリティ統括責任者及び情報セキュリティを統括する部署の設置並びに同部署への適切な人財配置等により、ローソングループの情報セキュリティ体制を整備・確立します。
- ⑥会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

### (3) リスクの管理に関する規程その他の体制について

- ①リスク管理を統括する部署を設置し、リスク管理に関連する規程を整備し、平時におけるグループ横断的な事前予防体制を整備します。また、各部署において事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、重点的に対策を講じるべきリスクかどうかを評価してリスクの特性に応じた対応を実施します。
- ②リスク管理の実効性を確保するために、専門の委員会（コンプライアンス・リスク管理委員会）を設置し、委員会及び委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するとともに、リスク管理担当者の各部署並びに子会社及び関連会社（以下総称して「関係会社」といいます。）への配置及びリスク管理教育訓練の実施により、リスク管理意識の維持・向上を図ります。
- ③経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- ④大規模災害や新型インフルエンザ等感染症の流行等の会社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、指定公共機関として事業中断を最小限にとどめコンビニエンスストアが持つ生活インフラ機能を維持するために、事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制の整備に努めます。また、大震災に備え、防災訓練を年間3回実施し、「災害対策マニュアル」及び「BCPマニュアル」の実効性の確保に努めます。
- ⑤事業上のリスクのうち、人権侵害リスクについては、「ローソングループ人権方針」のもと、人権デュー・ディリジェンスを実施し、人権に関する負の影響の回避・軽減のための取り組みを進めます。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ①役員及び従業員による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にするとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。
- ②業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。
- ③ITインフラの刷新等を通じてデジタルトランスフォーメーションを推進します。
- ④役員と従業員との間の適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、役員から従業員へ経営方針や本方針が伝達され、従業員から役員へ重要な情報が適時・適切に伝達される仕組み

を整備します。

- ⑤働きがい改革を推進し、従業員の労働意欲や働きがいを高めることを通じて、労働生産性の改善を図ります。

**(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について**

- ①関係会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、関係会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・関係会社の管理について定めた規程を整備し、関係会社との緊密な連携のもとにローソンブランドの維持・向上に努めます。但し、関連会社については、主導的立場にある他株主等との関係や海外においては当該国の法令・慣習等の違い等を勘案し、段階的な導入を進める等、適切な方法により体制整備に努めます。
- ・関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、必要に応じて協議や助言を行い、関係会社からの報告体制を整備する等、関係会社管理体制の最適化に向けた取り組みを強化します。

- ②関係会社のリスクの管理に関する規程その他の体制、関係会社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、「ローソングループ企業行動憲章」の関係会社への周知徹底に努めます。
- ・関係会社を主管する主管部署及び専門の見地から関係会社を支援する専門部署を設置し、関係会社の業務の適正の確保に努めます。
- ・主要な関係会社には、コンプライアンス・リスク管理の推進責任者（以下「関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者」といいます。）を配置します。当社のリスク管理を統括する部署及びコンプライアンスを統括する部署は、関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者と定期的に会合を持つとともに、各社における規程の整備状況を定期的に確認し、必要に応じて助言を行うことにより、ローソングループ全体の業務の適正の確保に努めます。
- ・関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者が自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに当社に報告される体制を整備します。
- ・内部監査部門は、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえ改善を促します。

- ③当社及び関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに親会社に報告する体制を整備します。

**(6) 当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制について**

- ①適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。

- ②財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に統括組織を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。なお、当社及び重要な子会社の評価・改善結果は、定期的に取り締り会に報告します。



**(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について**

- ①監査役の職務を補助する専任の従業員（以下「監査役スタッフ」といいます。）として適切な人財を監査役室に配置します。
- ②監査役スタッフは、関係会社の監査役を兼務することができるものとします。
- ③監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

**(8) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項について**

監査役スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は監査役が行い、人事異動及び懲戒処分は監査役の事前同意を必要とします。

**(9) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について**

- ①監査役は職務の効果的な遂行のため、取締役、執行役員及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- ②取締役、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社又は関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに当社の監査役に報告します。
- ③監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。
- ④グループ横断的な社外相談窓口への相談・通報内容が監査役へ適時に報告される体制を整備します。
- ⑤監査役に報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し不利な取扱いを行わないものとします。

**(10) その他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制について**

- ①代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- ②取締役は、監査役への職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- ③取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力します。
- ④取締役は、監査役への職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図られる環境を整備します。
- ⑤法務部門、リスク管理部門、内部監査部門及び財務経理部門等は、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助します。
- ⑥監査役への職務の執行のための費用等については、当社が監査役への職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払うものとします。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に則って内部統制システムを運用しております。その運用状況の概要は以下のとおりであります。

**(1) コンプライアンス・リスク管理体制について**

- ①行動規範、教育・研修、コミュニケーション機能、モニタリング活動を有機的に関連させながらPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを回し、高い倫理観と誠実さと思いや

りをもって行動する「よき企業市民」を目指しております。

- ②コンプライアンス・リスク管理に関する社内規程を整備しております。あわせて、行動規範として「ローソン倫理綱領」及び「ローソングループ企業行動憲章」のほか、「ローソングループ人権方針」、「ローソングループ取引方針」等の各種方針を制定し、これらを「ローソングループC&Rハンドブック」に掲載して全従業員に配布・周知し、グループ全体で適正な業務を遂行するよう取り組んでおります。
- ③コンプライアンスの推進・定着及びリスク管理を推進するため、責任者としてCRO（最高コンプライアンス・リスクマネジメント責任者）を任命しております。また、各本部・カンパニーにCR責任者（コンプライアンス・リスク管理責任者）を設置し、施策推進の旗振り役として、自組織のコンプライアンス施策やリスク対応策を策定・周知・実行し、社会規範の遵守を重視する風土づくりを推進しております。
- ④教育・研修につきましては、全従業員に対するコンプライアンス・リスク管理研修を毎年実施し、倫理意識や危機対応力のさらなる向上を目指しております。また、入社時や管理職登用時の研修、経営層に対する外部講師による研修、職種別の研修及び自由参加型の勉強会等を実施することにより、体系的かつニーズに応じた学習ができる教育体制を整備しております。これらの研修をリスク状況の変化に応じて内容を見直しながら継続して実施することにより、あらゆる職位・職種の従業員が問題点を共有して業務改善へとつなげるよう取り組んでおります。
- ⑤内部通報窓口につきましては、人権侵害、不正・腐敗、労務問題等を含むコンプライアンス・リスク管理上の相談や内部通報を受け付ける「相談の窓口」を社内を設置しております。また、弁護士事務所等の外部機関に「ローソングループ社外相談・通報窓口」を設置しているほか、お取引先の従業員の方や店舗従業員が匿名性を保って相談できる窓口や、FC加盟店オーナーから相談を受ける窓口も整えております。内部通報事案に対しては適正に対処し、再発防止のために仕組みを見直し、具体的事例を会議・研修・社内通知等で周知することにより、組織内の自浄作用の強化を図っております。その他に、人事部門が相談を受け付けるセクハラ・パワハラ専用の窓口や、第三者に匿名で相談することができるLGBTQ相談窓口も設置しております。
- ⑥CROのもとにコンプライアンスを統括する部署として法務部を、リスク管理を統括する部署としてリスク・情報セキュリティ統括部を設置しております。これらの部署が連携して、組織横断的なコンプライアンス・リスク管理委員会会議の事務局となり、各組織にて実施している施策の進捗管理を行って、実効的なコンプライアンス・リスク管理体制の推進に取り組んでおります。また、リスク・情報セキュリティ統括部はIT部門と連携し、情報セキュリティ委員会会議の事務局となり、情報セキュリティリスクのさらなる管理強化を進めております。なお、コンプライアンス・リスク管理委員会会議のもとに重点施策の進捗管理を行うために別途小委員会を設置し、リスクの予防を図っております。
- ⑦モニタリング活動につきましては、全従業員を対象とした意識調査のほか、商品の納入や店舗建設等のお取引先を対象としたアンケート調査を継続して実施する等、広い視野に立ったコンプライアンス体制の見直し・改善を行っております。また、内部監査部門が実施する監査結果に基づき施策の徹底指導や改善提案を行っております。
- ⑧主要なローソングループ各社につきましても、コンプライアンス・リスク管理の推進責任者（以下「関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者」といいます。）を配置しております。当社のリスク管理を統括する部署及びコンプライアンスを統括する部署は、関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者と定期的に会合を持つとともに、各社における規

程の整備状況を定期的に確認し、必要に応じて助言を行うことにより、ローソングループ全体の業務の適正の確保に努めております。

## (2) リスクへの備えと対応について

- ① リスクへの備えとして、リスク管理を統括する部署を設置し、リスク管理に関連する規程を定め、平常時におけるグループ横断的な事前予防体制を整備しております。また、各部署においては、事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、重点的に対策を講じるべきリスクかどうかを評価してリスクの特性に応じた対応を実施しております。

また、リスク管理の実効性を確保するために、コンプライアンス・リスク管理委員会会議及び情報セキュリティ委員会会議を設置し、委員会及び委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するとともに、リスク管理担当者の各部署及び関係会社への配置、及びリスク管理の教育・訓練の実施により、リスク管理意識の維持・向上を図っております。

- ② リスク発生時の対応としては、ローソングループにおけるリスクの発生により、事業の中断、損失の発生等の緊急事態・危機になり得るまたはそれらを引き起こし得る状況の発生時には被害最小化を目的に、予め定められた報告ルート・方法に従い迅速な対応報告を行うこと、及び重大なリスク発生時の対策本部設置基準等のルールを整備しております。リスク発生時の対応終了後は、発生要因を分析し、施策の見直し・改善を行って、再発防止へとつなげております。

また、ローソンでは、ローソングループにおける重大な被害（損害）を伴う緊急事態が発生した場合においても、人命の安全確保を前提としたうえで、重要な業務を中断させず、かつ、万一、事業活動が中断したとしても、目標復旧時間までに再開させることを目的とした事業継続マネジメント（BCM）に係る体制及び規程等のルールを整備しております。

- ③ 品質・衛生管理体制につきましては、オリジナル商品の開発、製造、販売の過程において、品質・衛生管理を徹底しております。

当社自主基準に基づく審査に合格した工場の原材料を採用し、商品仕様審査後に製造ラインで商品を試作・検査し、安全性を確認しております。

オリジナル商品の製造工場では、HACCPの考え方に基いた工場管理手法を取り入れており、調理時間とその品温等の各重点管理項目を記録し、問題発生時に直ちに原因を究明し対応できる体制を整えております。

商品情報の表示（サーマルラベル）は、法令に準じた表示とし、品質管理部門及び第三者機関が表記内容をチェックしております。

店舗における衛生管理を徹底するために、店舗における自主点検と本部による衛生調査等を毎月実施するほか、外部機関による抜き打ち調査も実施しております。

- ④ 情報セキュリティ体制につきましては、ローソングループが取得・利用する個人情報の保護を進めるため、「ローソングループ個人情報保護方針」を制定し、執行役員であるCROの統括のもと、各本部の本部長及び各カンパニーのプレジデントを個人情報保護管理責任者として設置し、個人情報保護に係る管理体制を整備しております。個人情報保護方針の内容を具体的に理解・実行できるように、店舗で起こりうるミス・クレームとその具体的な対処法を店舗の各種マニュアルで周知し、意識の向上を図っております。本部従業員に対しては「情報セキュリティガイドブック」として遵守すべき事項をまとめるとともに、従業員一人ひとりが確実に実践できているか、定期的なチェックを行っております。

お客さまの大切な個人情報を扱う際には、案件・施策ごとに具体的な収集方法や保管方法、保有期間や管理責任者などを定め、事前に専門部署のチェックを受けた上で実行に移



す手続きを整備しております。

個人情報の保管業務を外部へ委託する際には、事前に当該機関のセキュリティ体制を細かくチェックし、ローソンが求める条件を満たした機関にのみ管理業務を委託しております。さらに年に1回は、その条件が維持できているかを立ち入り、または書面で検査を行っております。

また、近年のサイバー攻撃リスクの高まりも踏まえ、サイバーセキュリティに関しては、技術的側面、プロセス／人的側面、物理的側面等、多面的に対策を講じて、セキュリティの強化に努めるほか、万一問題が発生した際に備え、平時に訓練を行うことで、当該リスクの低減に努めております。

そのほか、内部監査部門による情報セキュリティ監査、外部専門企業による情報システムの脆弱性診断など、情報セキュリティ体制のほころびが生じないように、さまざまな角度でチェックを行っております。

### (3) 企業集団の業務の適正性確保体制について

- ① ローソングループ各社においてリスクが発生した場合には、当社に報告される体制が整備されており、当社及びローソングループのリスク案件に関する情報は親会社に適時かつ適切に報告されております。
- ② ローソングループの各社を主管する部署及び専門的見地からローソングループを支援する部署を設置し、ローソングループ各社の業務の適正の確保に努めております。

### (4) 監査役の職務の実効性確保について

- ① 監査役の職務を補助する専任の監査役スタッフを監査役室に配置し、監査役スタッフは、監査役監査に必要な調査を行う権限を有しております。また、案件に応じて相応の部門が監査役監査に必要な調査を補助しております。
- ② 監査役への報告につきましては、監査役へ報告すべき事項が監査役に対して適時かつ適切に報告されております。

# 連結持分変動計算書

( 2023 年 3 月 1 日から  
2024 年 2 月 29 日まで )

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
				確定給付制度 の再測定	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定される金融 資産の純変動	在外営業 体の 活動換算差額	合計
当期首残高	58,506	46,934	△948	-	△1,278	5,077	3,799
当期利益							
その他の包括利益				△105	268	1,637	1,800
当期包括利益				△105	268	1,637	1,800
自己株式の取得			△4				
剰余金の配当							
新株予約権の行使 (自己株式の交付)		△5	5				
株式報酬		130					
利益剰余金への振替				105			105
所有者との取引額合計	-	124	1	105	-	-	105
当期末残高	58,506	47,058	△947	-	△1,009	6,715	5,705

	親会社の所有者に 帰属する持分		非支配持分	資本合計
	利益剰余金	合計		
当期首残高	141,650	249,941	3,916	253,858
当期利益	52,148	52,148	538	52,687
その他の包括利益		1,800	97	1,897
当期包括利益	52,148	53,949	635	54,585
自己株式の取得		△4		△4
剰余金の配当	△19,264	△19,264	△2	△19,267
新株予約権の行使 (自己株式の交付)		0		0
株式報酬		130		130
利益剰余金への振替	△104	1	△1	△0
所有者との取引額合計	△19,369	△19,138	△3	△19,142
当期末残高	174,429	284,752	4,548	289,300

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結計算書類の作成基準

当連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで要請される記載及び注記の一部を省略しております。

## 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 30社

(国内) 株式会社ローソンアーバンワークス  
株式会社ローソンスストア100  
株式会社ローソン南九州  
株式会社S C I  
株式会社成城石井  
株式会社ローソンエンタテインメント  
ユナイテッド・シネマ株式会社  
株式会社ローソン銀行  
株式会社ベストプラクティス  
(在外) 羅森投資有限公司  
上海羅森便利有限公司  
上海樂松商貿有限公司  
上海恭匯貿易有限公司  
浙江羅森便利店有限公司  
重慶羅森便利店有限公司  
大連羅森便利店有限公司  
羅森（北京）有限公司  
北京羅松商貿有限公司  
成都羅森便利店管理有限公司  
羅森（広東）便利有限公司  
羅森（深圳）便利有限公司  
Saha Lawson Co., Ltd.  
Lawson Philippines, Inc.

その他 7社

上記のうち、株式会社ローソン南九州は、当社が株式を追加取得し、持分法適用会社（共同支配企業）から連結子会社といたしました。

羅森（中国）投資有限公司は、2023年11月24日付で羅森投資有限公司に商号変更しております。

ユナイテッド・シネマ株式会社は、2024年3月1日付で株式会社ローソン・ユナイテッドシネマに商号変更しております。

## 3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 11社

株式会社ローソン沖縄  
株式会社ローソン高知

その他 9社

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 連結の基礎

###### ① 子会社

当社は直接・間接に支配している会社を連結子会社としております。したがって、当社グループが議決権の過半数を所有する会社については原則として連結子会社としております。ただし、当社グループが議決権の過半数を所有していない場合でも、意思決定機関を実質的に支配していると判断した場合には、当該会社を連結子会社としております。

子会社については、当社グループが支配を獲得した日を取得日とし、その日より当社グループが支配を喪失する日まで連結しております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表の調整を行っております。

当社グループ間の内部取引及び債権債務消去、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

支配の喪失に至らない、子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しております。親会社持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映するよう修正しております。非支配持分の金額と支払対価又は受領した対価の差額は、資本に直接認識し、親会社持分に配分しております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得及び損失を純損益で認識しております。

###### ② 関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響力を行使しうる会社も関連会社に含めております。反対に、議決権の20%以上を保有している場合でも、当社グループが重要な影響力を保持しないと判断した場合には持分法を適用していません。

関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって処理しております。

###### ③ 共同支配の取決め

共同支配の取決めとは、複数の当事者が共同支配を有する契約上の取決めをいいます。当社グループはその共同支配の取決めへの関与を、当該取決めの当事者の権利及び義務に応じて、共同支配事業（取決めに関連して当社グループが資産への権利を有し、負債への義務を負う場合）と共同支配企業（当社グループが取決めの純資産に対する権利のみを有する場合）に分類しております。当社グループが有する共同支配事業については、その持分に係る資産、負債、収益及び費用を認識し、共同支配企業については、持分法によって処理しております。

###### ④ 報告日

連結計算書類には、現地法制度上又は他の株主との関係等により決算日を連結決算日と同じ日とすることが実務上不可能であるために、決算日が異なる子会社の財務諸表及び持分法適用会社に対する投資が含まれております。当該子会社及び持分法適用会社の決算日は主に12月31日であり、連結決算日の間に生じた重要な取引又は事象の影響については調整を行っております。

株式会社ローソン銀行の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

## (2) 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理しております。支配獲得時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の従前の所有者に対する負債及び当社グループが発行した資本性金融商品の取得日の公正価値の合計で測定しております。非支配持分は、公正価値で測定しております。なお、取得関連コストは発生時において純損益に認識しております。

のれんは、移転した対価と非支配持分として認識された金額の総額が識別可能取得資産及び引受負債の純額を超過した額として測定しております。

移転した対価と非支配持分として認識された金額の総額が、識別可能取得資産及び引受負債の純額を下回る場合、その差額は純損益として認識しております。

企業結合が段階的に行われた場合、被取得企業に対する支配獲得前に保有していた持分を取得日に公正価値で再評価し、その段階差額は純損益として認識しております。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、取得企業がその持分を処分した場合と同じ方法で会計処理しております。

企業結合が生じた期の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、暫定的な金額で会計処理を行い、取得日から1年以内の測定期間において、暫定的な金額の修正を行っております。

## (3) 外貨換算

財務諸表の外貨建項目については取引日の為替レートにより換算を行っており、貨幣性項目については決算日において同日の為替レートで換算替えを行っております。公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで換算替えを行っております。取得原価で測定された非貨幣性項目は、換算替えを行っておりません。貨幣性項目の換算替えにより生じる差額は、連結損益計算書の「その他の収益」又は「その他の費用」に計上しております。

海外子会社や関連会社等の在外営業活動体の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、著しい変動のない限り期中平均レートにより円貨に換算しております。換算により生じる為替換算差額については、税効果考慮後の金額をその他の包括利益に計上し、「その他の資本の構成要素」に認識されます。

在外営業活動体を処分し支配を喪失した際には、為替換算差額の累積額は純損益に振り替えております。子会社に対する支配の喪失に至らない一部処分の場合には、為替換算差額の累積額の持分割合は非支配持分に再度配分されますが、純損益は認識しません。その他の重要な影響力又は共同支配を喪失するような一部処分の場合には、為替換算差額の処分比率に応じた額を純損益に組み替えます。

在外営業活動体の取得により生じたのれん及び公正価値修正は、報告期間末時点で当該活動体の資産及び負債として換算替えを行い、換算差額は「その他の資本の構成要素」に認識し資本に累積されます。

## (4) 金融商品

### ① 金融資産

#### i 分類

当社グループは、金融資産を償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益又は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

#### 償却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外のものを公正価値で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している
- ・契約条件が、特定された日に元本及び利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせることを規定している

### 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産のうち、以下の要件をともに満たす負債性金融商品についてはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、「FVTOCI金融資産」という。）に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却による回収の両方を目的として保有している
- ・契約条件が、特定された日に元本及び利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせることを規定している

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産のうち、上記以外の金融資産については公正価値で測定し、その変動を純損益に計上する金融資産（以下、「FVTPL金融資産」という。）に分類しております。ただし、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資については、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益で認識する資本性金融資産（以下、「FVTOCI金融資産」という。）として指定することを選択しております。売買目的で保有する場合は以下の場合を指します。

- ・主として短期的に売却を行う目的で取得したか又は発生した
- ・当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である
- ・デリバティブである（金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く）

### ii 当初認識及び事後測定

当社グループは、当初認識においてその分類を決定しております。金融資産の当初認識は、営業債権及びその他の債権では取引日に、その他の全ての金融資産は当社グループが当該金融商品の契約当事者となった取引日であります。

償却原価で測定される金融資産は、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した金額で当初認識しております。ただし、重要な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初認識しております。当初認識後は実効金利法を適用した償却原価により測定しております。

FVTOCI金融資産のうち、資本性金融資産に係る公正価値の変動は、当該資産の認識を中止した場合にその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替え、純損益では認識しておりません。FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金については、配当を受領する権利が確立された時点で金融収益の一部として純損益に認識しております。

FVTOCI金融資産のうち、負債性金融資産に係る公正価値の変動は、当該資産の認識を中止した場合に純損益に認識しております。

FVTPL金融資産については、公正価値で測定し、その変動を原則として純損益として認識しております。

### iii 減損

当社グループは、償却原価で測定される金融資産及びFVTOCI金融資産のうち負債性金融商品について、予想信用損失を見積り、損失評価引当金を認識及び測定しております。報告日時点で、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を報告日後12か月以内に生じる債務不履行から生じる予想信用損失に基づいて算定しております。一方で、報告日時点で、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）に基づいて算定しております。

金融商品の信用リスクの著しい増大の有無については、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能な裏付け可能な情報を考慮しております。なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと判断しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を現在価値として測定しております。

信用減損の証拠については、発行者又は債務者の重大な財政的困難や期日経過を含む契約違反等の事象を用いて判断しております。これらの事象が一つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損が生じた金融資



産として個別の評価を行い、主に過去の貸倒実績や将来の回収可能額等に基づき予想信用損失を測定しております。信用減損が生じていない金融資産については、主に過去の貸倒実績に必要に応じて現在及び将来の経済状況を踏まえて調整した引当率等に基づく集成的評価により予想信用損失を測定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増大の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を算定しております。

なお、当社グループは、債権の回収可能性がほとんどないと判断した場合には、予想信用損失額を債権から直接償却して債権の認識を中止しております。

金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しております。損失評価引当金を減額する事象が生じた場合は、損失評価引当金戻入額を純損益で認識しております。

#### iv 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、ほとんどすべてのリスクと経済価値が移転した時のみ、金融資産の認識を中止しております。当社グループがリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、当社グループは資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識しております。

### ② 金融負債

#### i 分類

当社グループは、金融負債について、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

#### ii 当初認識及び事後測定

金融負債は、当社グループがその金融商品の契約当事者となる取引日に認識しております。金融負債は、公正価値から直接取引コストを控除して当初認識しております。

当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定しております。実効金利は、当該金融負債の予想残存期間（場合によってはそれより短い期間）を通じての、将来の現金支払額の見積額を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率であります。なお、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債として取消不能の指定を行ったものではありません。

#### iii 認識の中止

当社グループは、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

### ③ 金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する強制可能な法的権利を現時点で有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

### ④ 資本

#### i 普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に計上し、直接発行コスト（税効果考慮後）は「資本剰余金」から控除しております。

#### ii 自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引コストを含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物とは、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動リスクが僅少なリスクしか負わない3か月以内に満期日が到来する短期投資であります。

(6) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、見積販売コストを控除した額であります。

取得原価は、主として売価還元法又は総平均法を用いて測定しております。売価還元法については、その適用結果が原価と近似するように、利益率を算出するための棚卸資産のグルーピングを見直しております。

(7) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産の測定においては、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する支出と、解体、除去及び設置していた場所の原状回復コスト、並びに資産計上すべき借入コストが含まれております。

② 減価償却

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～34年
工具、器具及び備品	5年～8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各報告期間末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ 認識の中止

有形固定資産は、処分時、若しくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しております。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に含めております。

(8) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。投資不動産には、当社グループが所有する不動産とともに、使用権資産として保有している不動産が含まれております。

投資不動産は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地及び使用権資産以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数（10年～34年）にわたって、定額法により算定しております。また、使用権資産の減価償却費は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法により算定しております。

(9) のれん及び無形資産

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定については「(2)企業結合」に記載しております。

当初認識後においては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。



## ② 無形資産

無形資産の測定においては、原価モデルを採用し、無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定し、企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化要件を満たす開発コストを除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

無形資産は、耐用年数を確定できない無形資産を除き、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。主要な無形資産の見積り耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・商標権 主として20年

なお、見積り耐用年数、残存価額及び償却方法は、各報告期間末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## (10) リース

### ① 借手側

リースは、リース開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債はリース期間における将来支払リース料の現在価値で、使用権資産はリース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した金額で当初測定を行っております。

使用権資産の認識後の測定については、原価モデルを採用しております。使用権資産は連結財政状態計算書上、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

使用権資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたり定額法で減価償却を行っております。

リース期間は、リースの解約不能期間にリースを延長するオプションを行使すること、又は、リースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実な期間を加味したものと決定しております。

また、リース負債の当初測定においては、リースの計算利率が容易に算定できる場合には当該利率を、容易に算定できない場合には追加借入利率を割引率として使用しております。

当初認識後は、使用権資産の見積り耐用年数、又は、リース期間の変化やリース料の改定等が発生した場合は、リース料の変動を反映するようにリース負債を見直しの上、リース負債の見直しの金額を使用権資産の帳簿価額の修正として認識しております。なお、使用権資産の減損については、「(11)非金融資産の減損」のとおりであります。

リース期間が12か月以内の短期リースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、当該リースに基づくリース料は、リース期間にわたり定額法により費用計上する免除規定を適用しております。また、契約の構成部分については、不動産の原資産のクラスについて、非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、各リース構成部分及び関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理する実務上の便法を適用しております。

### ② 貸手側

契約上、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを借手に移転する場合には、ファイナンス・リースに分類した上で、借手からの受取額を正味リース投資未回収額に等しい金額で「営業債権及びその他の債権」に含めて計上し、リース期間にわたり、金融収益をリース投資未回収総額に対して合理的な基礎で配分し認識しております。

ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースに分類し、受取リース料をリース期間にわたり均等に認識しております。

## (11) 非金融資産の減損

### ① 減損の判定

棚卸資産及び繰延税金資産等を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、各報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。帳簿価額が回収できない状況を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産の回収可能価額を見積もっております。

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、回収可能価額を毎期同じ時期に見積もっております。

減損の判定は、資産、資金生成単位又はそのグループごとに実施しております。資産、資金生成単位又はそのグループの帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に、減損損失を純損失として認識しております。

資産、資金生成単位又はそのグループの回収可能価額は、使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税効果考慮前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算出しております。

### ② 資金生成単位

複数の資産が一体となってキャッシュ・インフローを生み出している場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の単位を資金生成単位としております。

のれんを含む資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される最小の単位で設定しており、事業セグメントより小さな単位となっております。資金生成単位に関連して減損損失を認識した場合、まず当該資金生成単位に含まれるのれんの帳簿価額を減額し、残額がある場合には資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

### ③ 減損損失の戻入

過去に認識した減損は、減損の戻入の兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合に回収可能価額まで戻し入れております。ただし、のれんに関連する減損は戻し入れておりません。なお、減損損失の戻入額は、過去の期間において減損損失を認識しなかった場合の減損損失戻入時点における帳簿価額を上限としております。

## (12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済する必要がある可能性が高く、かつ債務の金額が信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。引当金として認識する金額は、当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しております。また、時の経過による割引の振り戻しによる負債の増加は金融費用に計上しております。

### 資産除去債務

主に原状回復義務がある店舗等の不動産賃貸借契約について、原状回復費用の見込額を資産除去債務として計上しております。使用見込期間を取得から主に20年と見積り、割引率は主に1.1～1.5%を使用して計算しております。

### (13) 従業員給付

#### ① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

##### i 確定給付型制度

確定給付型制度に関連する債務は、当該制度に係る給付債務から制度資産の公正価値を差し引いた純額として、連結財政状態計算書に計上しております。給付債務は、制度ごとに、将来における見積給付額のうち従業員が既に提供したサービスの対価に相当する額の割引現在価値として算定しております。給付債務及び制度資産は、毎期再測定しており、給付債務の算定に当たっては年金数理人を用いております。

年金制度の改定による従業員の過去勤務に係る給付債務の増減は、純損益で認識しております。

確定給付型制度の給付債務及び制度資産についての再測定による債務の増減は、その他の包括利益で認識し、「その他の資本の構成要素」への累積額は即時に「利益剰余金」に振り替えております。

##### ii 確定拠出型制度

確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を退職後給付の原資として拠出し、その拠出額以上の債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に費用として純損益で認識しております。

#### ② その他の従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員が関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、それらの支払を行う現在の法的債務もしくは推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

有給休暇債務は、累積型有給休暇制度に係る法的債務又は推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

### (14) 株式報酬

当社は、当社の取締役に対して、当社株式を購入する権利を行使できるストック・オプションを付与しております。ストック・オプションは権利付与日の公正価値に基づき算定しており、対価としてサービスを受け取る期間にわたって定額法で費用計上し、対応する金額を資本として計上しております。ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ式を基礎に算定しております。

### (15) 収益

#### ① 収益の認識方法

当社グループでは、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

(IFRS第16号「リース」(以下、「IFRS第16号」という。))に基づく受取りリース料等、IFRS第9号「金融商品」(以下、「IFRS第9号」という。))に基づく利息及び配当収益等を除く。)

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

取引の対価は履行義務を充足してから主に1か月以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っておりません。

#### ② 当社グループの主な事業における収益の認識

当社グループは、国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業、エンタテインメント関連事業、金融関連事業及び海外事業を主な事業内容としております。

- i 国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業及び海外事業のうち、フランチャイズ（FC）加盟店に対する収益

当社グループは国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業及び海外事業のFC加盟店に対して、開店準備作業、運営ノウハウや商標等のライセンスの供与、研修や会計事務代行等の役務提供、販売用什器、看板及び情報システム等の貸与といった契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、リース取引を除き、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されると考えられますが、ロイヤリティ収入は取引価格が店舗の営業総利益ベースの変動ロイヤリティであるため、契約期間にわたり、当該営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。

- ii 国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業、エンタテインメント関連事業、金融関連事業及び海外事業の収益

当社グループでは、国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業及び海外事業の直営店で一般消費財を、エンタテインメント関連事業では、音楽・映像ソフトやコンサートチケットの販売をしております。これらの物品の販売による収益は、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

また、国内コンビニエンスストア事業の一部の子会社では、原材料又は商品の卸売販売等をしております。これらの物品の販売による収益は、商品を顧客に引き渡し、顧客による検品が完了した時点で支配が移転されたものと判断し収益を認識しております。

エンタテインメント関連事業では、複合型映画館の運営を行っており、映画の提供を行った時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

金融関連事業では、ATMを通じて、提携金融機関のキャッシュ・カードによる取引やFC加盟店オーナーに対する売上入金サービス等を提供しております。

当社グループは、履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で、他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。

本人と判断する指標としては、以下の3点を考慮しております。

- ・当社グループが、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している。
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において、当社グループに裁量権がある。

収益は、取引価格から、値引き、割戻し及びリポート等の顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。

顧客に対して追加的な財又はサービスを取得するオプションを付与し、重要な権利を提供している場合には、これを別個の履行義務として取引価格を配分し、その将来の財又はサービスの移転時又はオプションの消滅時に収益を認識しております。

## (16) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金を受け取る合理的な保証があるまで認識しておりません。政府補助金は、補助金により補償が意図される関連コストが費用として認識される期間にわたって、規則的に純損益に認識しております。

当社グループが非流動資産を購入、建設又はその他の方法で取得しなければならないことを主要な条件とする政府補助金については、連結財政状態計算書において関連する資産の取得原価を減額することで認識し、耐用年数にわたって規則的かつ合理的な基準により純損益に振り替えております。

(17) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を獲得する国において、報告期間の末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、会計上と税務上の資産及び負債の差額である一時差異に対して認識しております。

繰延税金資産及び負債は、資産負債法により、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債金額との一時差異に対して計上しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・のれんから生じる一時差異
- ・企業結合でない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日に制定又は実質的に制定されている法律に基づき、一時差異が解消される際に適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いもの限り認識しております。繰延税金資産の回収可能性は毎連結会計年度末日に見直し、税務利益の実現が見込めないと判断される分について減額しております。

当社及び国内の100%出資子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(18) 1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する損益を、連結会計年度中の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり利益は、希薄化効果を有する全ての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(19) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく、主に売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産又は処分グループは、売却目的保有に分類しております。売却目的保有に分類するためには、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高いことを条件としており、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約し、原則として1年以内に売却が完了する予定である場合に限りております。売却目的保有に分類した後は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、減価償却又は償却を行っておりません。

非継続事業には、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成要素が含まれ、グループの独立の主要な事業分野若しくは地域を構成し、その独立の主要な事業分野若しくは地域の処分の計画がある場合に認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

IAS第12号「法人所得税」

単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金

当社グループは、当連結会計年度の期首よりIAS12号「法人所得税」の改訂（単一取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金の会計処理の明確化）を適用しております。なお、当社グループの連結計算書類への重要な影響はありません。

国際的な税制改革－第2の柱モデルルール

第2の柱モデルルールについては関連する繰延税金資産及び繰延税金負債の認識及び開示を不要とする一時的な例外規定が設けられており、当社グループは当該例外規定を遡及して適用しているため、第2の柱モデルルールに関連する繰延税金資産及び繰延税金負債は認識しておりません。

当社グループでは、第2の柱モデルルールに基づき翌年度（2024年度）にIncome Inclusion Rule（以下、IIR）の適用が開始されるグループ会社はありません。2025年度以降は、日本法令に基づき最終親会社である当社が当社グループ全社を対象として日本においてIIRによる申告・納税、GloBE情報申告を行います。

なお、Undertaxed Payment Rule（以下、UTPR）については、2024年度において当社グループの会社が所在する国での適用は無く、2025年度以降は当社による全社を対象としたIIRに基づく申告・納税が可能であるため、UTPRによる申告・納税は想定しておりません。



(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,780	百万円
使用権資産	4,485	〃
無形資産	118	〃
その他	61	〃

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、減損損失として認識します。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値または使用価値により測定しております。処分コスト控除後の公正価値は、土地については、不動産鑑定評価等に基づいて算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを、主として税引前加重平均資本コスト4.6%で割り引いて算定しております。

(2) 主要な仮定

店舗固定資産の減損損失計上に係る割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、個店別の収益予測を前提としております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響額

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	298,406	百万円
使用権資産	529,781	〃
投資不動産	21,474	〃
無形資産	53,808	〃

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権（流動資産）	21	百万円
差入保証金	90	〃
その他の金融資産（非流動資産）	928	〃

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の額は連結注記表「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から認識した収益を分解した情報」に記載しております。

## 2. 減損損失

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、減損損失として認識します。

当連結会計年度において9,446百万円の減損損失を認識し、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。これらは、主に収益性が著しく低下した店舗の資産（建物及び構築物、工具、器具及び備品等）について帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値または使用価値により測定しております。処分コスト控除後の公正価値は、土地については、不動産鑑定評価等に基づいて算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを、主として税引前加重平均資本コスト4.6%で割り引いて算定しております。

公正価値については、当該不動産の所在する国の評価基準に従った、社外の独立した不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されます。

事業セグメント	主要な資金生成単位	種類	減損損失（百万円）
国内コンビニエンスストア事業	(株)ローソン 店舗	建物及び構築物、使用権資産	8,698
成城石井事業	(株)成城石井 店舗	〃	9
エンタテインメント関連事業	(株)ローソンエンタテインメント 店舗	〃	141
海外事業	羅森投資有限公司、上海羅森便利有限公司 店舗	〃	598

### ※減損損失の種類別内訳

種類	減損損失（百万円）
建物及び構築物	4,169
工具、器具及び備品	602
その他	8
有形固定資産 計	4,780
ソフトウェア	118
その他	0
無形資産 計	118
使用権資産	4,485
投資不動産	55
その他の非流動資産（長期前払費用）	5
合計	9,446



(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類と総数

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	100,300	－	－	100,300
自己株式				
普通株式	222	0	1	222

(注) 1. 普通株式のうち、自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式のうち、自己株式の減少1千株は、ストック・オプションの権利行使による減少1千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年5月24日 定時株主総会	普通株式	7,505	75.00	2023年2月28日	2023年5月25日
2023年10月13日 取締役会	普通株式	11,759	117.50	2023年8月31日	2023年11月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数  
106,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・株価変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

(1) 信用リスク管理

信用リスクは、取引先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループの信用リスクの最大値は、営業債権及びその他の債権、差入保証金及びその他の金融資産のうち資本性金融商品を除くもの、並びにファイナンス・リース債権の合計額であります。

加盟店貸勘定及び未収入金等の営業債権については、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、一部の相手先より担保などの保全措置を講じております。なお、閉店後の加盟店に対する債権については、相当程度の延滞状況や債権先の破綻等の回収困難な客観的状況がある場合に、信用減損金融資産として取り扱っております。

関連会社に対する貸付金については、これらの貸付先の株主総会における議決権行使や役員派遣における経営管理・指導、または、財政状態についての情報収集・評価により、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、相手先の財政状態について情報を収集・評価することにより、回収懸念の早期把握や信用リスクの低減を図っております。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループでは、運転資金の調達、銀行業の運営及びM&Aのため、また設備投資に係る資金調達に充当するため、借入金やリースを利用しており、流動性リスクに晒されております。

当社グループでは、各社が適時に資金契約を作成・更新するとともに、十分な手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより流動性リスクの低減を図っております。

(3) 為替変動リスク

為替変動リスクは、当社グループ各社が機能通貨以外の通貨により取引を行うことから生じます。

当連結会計年度における為替変動リスクに晒されているエクスポージャーは僅少であるため当社グループに与える影響は重要ではないと考えております。

(4) 金利変動リスク

金利変動リスクは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値もしくは、金融商品から生じる将来キャッシュ・フローが変動するリスクとして定義されております。

当社グループの金利リスクは、主に長期借入金から生じます。変動金利の借入金により、当社グループは将来キャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。

(5) 株価変動リスク

株価変動リスクは、主として当社グループが業務上関係を有する企業の資本性金融資産（株式等）を保有していることにより生じます。当社グループは、この株価変動リスクを管理するため、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

### (1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当初認識後経常的に公正価値で測定される金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。

当該分類において、公正価値のヒエラルキーはレベルの高い順に、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合は、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。金融商品のレベル間の振替は、各報告日において認識しております。

### (2) 経常的に公正価値で測定される金融商品

経常的に公正価値で測定される資産の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
その他の金融資産				
FVTPL金融資産	—	—	3,273	3,273
FVTOCI金融資産	883	—	3,908	4,791
資産 合計	883	—	7,181	8,064

(注) 期末日に保有している資産及び負債について、レベル1とレベル2の間の振替はありません。

経常的にレベル3で測定される金融資産の期首から期末までの変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	4,471
利得及び損失合計	
純損益(注) 1	594
その他の包括利益(注) 2	92
購入	2,066
売却・償還	△42
その他	0
期末残高	7,181

(注) 1. 利得及び損失合計に含まれる純損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「金融収益」および「金融費用」に含まれております。

2. 利得及び損失合計に含まれるその他の包括利益は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の純変動」に含まれております。

(3) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。なお、報告期間の末日から短期間で決済される金融商品など、公正価値が帳簿価額と一致又は近似している金融資産及び負債は、下表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
資産		
その他の金融資産		
貸付金	23	22
立替金	180	179
その他	39	39
差入保証金	97,502	95,135
ファイナンス・リース債権	7,707	6,685
負債		
借入金	50,099	50,099
その他の金融負債		
預り保証金	19,183	18,508
その他	2,402	2,402

(4) 公正価値の算定方法

長期貸付金

長期貸付金の公正価値については、元利金の合計額を同様の貸付において想定される利率で割り引くことにより算定しており、レベル2に分類しております。

差入保証金

差入保証金の公正価値については、回収に係る将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引くことにより算定しており、レベル2に分類しております。

ファイナンス・リース債権

ファイナンス・リース債権の公正価値については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引くことにより算定しており、レベル2に分類しております。

その他の金融資産

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しており、レベル1に分類しております。非上場株式の公正価値については、類似企業比較法等、適切な評価技法を用いて算定しており、レベル3に分類しております。立替金及び債券の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを期日までの期間に対応する国債の利回りで割り引くことにより算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定分を含む）

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引くことにより算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、当該帳簿価額を公正価値としており、レベル2に分類しております。

預り保証金

預り保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引くことにより算定しており、レベル2に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から認識した収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	報告セグメント					その他	調整額	合計
	国内コンビニエンスストア事業	成城石井事業	エンタテインメント関連事業	金融関連事業	海外事業			
営業収益								
顧客との契約から認識した収益								
加盟店からの収入	273,005	877	—	—	3,681	—	—	277,563
直営店売上	86,348	111,542	64,923	—	86,060	—	—	348,875
その他	356,396	105	14,382	32,576	24,182	1,806	—	429,449
その他の収益	31,258	18	36	—	762	—	—	32,076
外部顧客への営業収益	747,008	112,544	79,342	32,576	114,686	1,806	—	1,087,964
セグメント間営業収益	8,388	—	1,542	3,106	—	752	△13,789	—
計	755,397	112,544	80,884	35,682	114,686	2,559	△13,789	1,087,964

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンサルティング事業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (15) 収益」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

区分	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	130,128
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	132,445
契約負債 (期首残高)	4,130
契約負債 (期末残高)	4,529

連結財政状態計算書において、契約負債は「その他の流動負債」に含まれております。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは3,003百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、IFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	2,845円30銭
2. 基本的1株当たり当期利益	521円08銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2024年2月6日開催の取締役会において、KDDI株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式、新株予約権及び米国預託証券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへ応募することを推奨し、本米国預託証券の所有者の皆様に対して、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る当社株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしております。

2024年3月27日付で公開買付者が公表した「株式会社ローソン（証券コード：2651）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」によれば、公開買付者は本公開買付けを2024年3月28日より開始することとしたとのことです。これを受け、当社は改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては本公開買付けへ応募することを推奨し、本米国預託証券の所有者の皆様に対しては事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る当社株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行いました。

なお、上記の2024年2月6日開催の取締役会決議及び2024年3月27日開催の取締役会決議は、本公開買付け後に予定された一連の経手を経て、当社の株主を公開買付者及び三菱商事株式会社（以下、「三菱商事」といい、公開買付者及び三菱商事を総称して「公開買付者関係者」といいます。）のみとすること、並びに当社株式が上場廃止になる予定であることを前提として行われたものです。

## 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	KDD I 株式会社	
(2) 所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 高橋 誠	
(4) 事業内容	電気通信事業	
(5) 資本金	141,852百万円 (2023年12月31日現在)	
(6) 設立年月日	1984年6月1日	
(7) 大株主及び持株比率 (2023年9月30日現在) (注 1)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16.37%
	京セラ株式会社	16.00%
	トヨタ自動車株式会社	12.08%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6.96%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.55%
	JPモルガン証券株式会社	1.19%
	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.05%
	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.05%
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	0.93%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.88%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資本関係	公開買付者は、2024年3月27日現在、当社株式を2,110,000株 (所有割合 (注2): 2.11%) 所有しております。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	公開買付者は当社との間で資本業務提携契約を締結しております。また、公開買付者は当社、三菱商事及びmenu株式会社との間で業務提携契約を締結しております。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注1) 「大株主及び持株比率 (2023年9月30日現在)」における持株比率の記載は、公開買付者の2023年9月30日現在の発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (小数点以下第三位を切り捨て) を記載しております。

(注2) 「所有割合」とは、当社が2024年1月12日に提出した第49期第3四半期報告書に記載された2024年1月12日現在の発行済株式総数100,300,000株に、当社が2024年2月29日現在残存するものと報告した本新株予約権1,060個の目的である当社株式数の合計 (106,000株) を加算した株式数から、当社が報告した2024年2月29日現在の当社が所有する自己株式数 (222,085株) を控除した株式数 (100,183,915株) に対する当社株式の割合 (小数点以下第三位を四捨五入) をいいます。

## 2. 買い付け等の価格

(1) 当社株式1株につき、10,360円

(2) 新株予約権

下記記載の各新株予約権それぞれ1個につき1円

- ① 2015年3月25日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権 (「第14回新株予約権」といいます。) (行使期間は2015年4月10日から2035年3月24日まで)
- ② 2016年4月13日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権 (「第16回新株予約権」といいます。) (行使期間は2016年5月2日から2036年4月13日まで)
- ③ 2017年4月12日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権 (「第17回新株予約権」といいます。) (行使期間は2017年5月1日から2037年4月11日まで)
- ④ 2017年7月5日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権 (「第18回新株予約権」といいます。) (行使期間は2017年7月21日から2037年7月4日まで)



- ⑤ 2018年5月22日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第19回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年6月8日から2038年5月21日まで）
- ⑥ 2019年5月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第20回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年6月7日から2039年5月20日まで）
- ⑦ 2020年5月27日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第21回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年6月12日から2040年5月26日まで）
- ⑧ 2021年5月25日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第22回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年6月11日から2041年5月24日まで）
- ⑨ 2022年5月25日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第23回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年6月10日から2042年5月24日まで）
- ⑩ 2023年5月24日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第24回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年6月9日から2043年5月23日まで）

(3) 株券等預託証券

Citibank, N.A.及びDeutsche Bank Trust Company Americasにより米国で発行されている当社株式に係る米国預託証券が表章する預託銀行に預託された米国預託株式に係る当社株式の数1株につき、10,360円

3. 買付予定の株式等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
47,923,815株	14,458,500株	－株

なお、公開買付者は当社の株主を公開買付者関係者のみとすることを目的としているため、本公開買付けにおいて公開買付者が本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合には、当社の株式を公開買付者関係者のみとするための一連の手続き（株式併合）を実施することを予定しているとのことです。

4. 買付け等の期間

2024年3月28日（木）から2024年4月25日（木）まで（21営業日）

# 株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	58,506	47,696	64	47,760	727	50,000	82,760	133,488	△948	238,806
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△19,264	△19,264		△19,264
当期純利益							44,722	44,722		44,722
自己株式の取得									△4	△4
新株予約権の行使 (自己株式の交付)			△1	△1					5	4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△1	△1	-	-	25,457	25,457	1	25,457
当 期 末 残 高	58,506	47,696	62	47,759	727	50,000	108,218	158,945	△947	264,263

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	1,007	△69	938	328	240,073
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△19,264
当期純利益					44,722
自己株式の取得					△4
新株予約権の行使 (自己株式の交付)					4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	755		755	125	881
当期変動額合計	755	-	755	125	26,338
当 期 末 残 高	1,763	△69	1,694	453	266,412

# 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券

#### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### (2) 棚卸資産

商品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物は10年～34年、工具、器具及び備品は5年～8年であります。

### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

・従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財政状態計算書と異なります。

(4) 役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法

当社では、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

取引の対価は履行義務を充足してから主に1か月以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(2) 当社の主な事業における収益の認識

当社は、国内コンビニエンスストア事業を主な事業内容としております。

・国内コンビニエンスストア事業のうち、フランチャイズ（FC）加盟店に対する収益

当社は、国内コンビニエンスストア事業のFC加盟店に対して、開店準備作業、運営ノウハウや商標等のライセンスの供与、研修や会計事務代行等の役務提供、販売用什器、看板及び情報システム等の貸与といった契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、リース取引を除き、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されると考えられますが、ロイヤリティ収入は取引価格が店舗の営業総利益ベースの変動ロイヤリティであるため、契約期間にわたり、当該営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。

・国内コンビニエンスストア事業の直営店の収益

当社は、国内コンビニエンスストア事業で一般消費財を販売しております。これら物品の販売による収益は、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

当社は、履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で、他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で損益計算書に表示しております。本人と判断する指標としては、以下の3点を考慮しております。

・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。

・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社が在庫リスクを有している。

・特定された財又はサービスの価格の設定において、当社に裁量権がある。

収益は、取引価格から、値引き、割戻し及びリベート等の顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。顧客に対して追加的な財又はサービスを取得するオプションを付与し、重要な権利を提供している場合には、これを別個の履行義務として取引価格を配分し、その将来の財又はサービスの移転時又はオプションの消滅時に収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,237百万円
その他	6 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算定方法は、連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	362,598百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	25,236百万円
長期金銭債権	39 〃
短期金銭債務	8,042 〃
長期金銭債務	214 〃

3. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 2002年2月28日  
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 36百万円

4. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入債務及び未払金等に対し、保証を行っております。

株式会社ローソン銀行	15,000百万円
株式会社 S C I	737 〃
株式会社ローソンエンタテインメント	412 〃
Lawson USA Hawaii, Inc.	105 〃

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入	42,022	百万円
商品仕入	143	〃
販売費及び一般管理費	46,140	〃
営業取引以外の取引高	12,543	〃

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数	222,085	株
------------------	---------	---

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

未払事業税等	985	百万円
賞与引当金	996	〃
関係会社株式等評価損	8,686	〃
減価償却超過額	9,344	〃
ソフトウェア償却超過額	224	〃
退職給付引当金	6,352	〃
貸倒引当金	287	〃
減損損失	12,652	〃
その他	2,095	〃
繰延税金資産小計	41,627	百万円
評価性引当額	△10,412	〃
繰延税金資産合計	31,215	百万円
繰延税金資産の純額	31,215	百万円

2. 法人税及び地方税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方税法の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				事業上の関係	役員兼務				
子会社	(株) S C I	国内コンビニエンスストア事業	所有直接100.0%	SCM 業務	あり	資金の返済 資金の借入 借入利息	45,400 45,700 0	短期借入金 未払利息	12,300 0
	(株) ローソンエンタテインメント	エンタテインメント関連事業	所有直接100.0%	チケット、音楽・映像ソフト等の販売	あり	資金の返済 資金の借入 借入利息	32,000 33,000 3	短期借入金 未払利息	41,000 1
	(株) 成城石井	成城石井事業	所有直接100.0%	商品の購入	あり	資金の返済 資金の借入 借入利息	2,400 13,700 0	短期借入金 未払利息	11,300 0
	(株) ローソン銀行	金融関連事業	所有直接95.0%	銀行業	あり	債務保証 保証料の受取	15,000 6	- -	- -

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は一部の子会社に対して資金集中管理を行っており、当社と子会社の間で貸付・借入を行っております。
2. 貸付金及び借入金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. (株)ローソン銀行の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。  
なお、保証料率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。



## 兄弟会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				事業上の関係	役員兼務				
親会社の子会社	三菱食品(株)	加工食品等の販売	—	商品仕入先	なし	直営店仕入(加盟店仕入) 運送費 運送費受入	10,033 (760,834) 56,554 62,428	買掛金 未払金 未収入金	64,460 4,947 5,094
	三菱商事フィナンシャルサービス(株)	業務受託会社	—	資金借入先	なし	資金の返済 資金の借入 借入利息	43,900 32,000 0	— —	— —
	㈱ケー・シー・エス	加工食品等の販売	—	商品仕入先	なし	直営店仕入(加盟店仕入)	2,152 (94,583)	買掛金	8,218

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 商品仕入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。  
なお、( )内の加盟店仕入につきましては、当社が決済代行を行っており、当社との直接取引ではありません。
- 借入金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## (収益認識に関する注記)

- 収益を理解するための基礎となる情報  
計算書類「個別注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,657円51銭
- 1株当たり当期純利益 446円87銭

## (重要な後発事象に関する注記)

- 連結計算書類「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入して表示しております。